令和８年１０月１日

令和７年度 自己点検・評価報告書

令和８年５月１日現在

京都美術工芸大学

自己点検・評価報告書の発行にあたって

京都美術工芸大学は、平成 24 年に学校法人二本松学院によって設置されました。開学時は、「工芸学部伝統工芸学科」のみで始動し、平成 28 年度には、「工芸学部建築学科」を設置して「1 学部 2 学科」としました。また、平成 30 年度には「伝統工芸学科」を「美術工芸学科」へと名称変更を行い、入学定員を「美術工芸学科 45 人から 100 人」、「建築学科 50 人から 150 人」に増員しました。さらに令和 2 年度に「大学院工芸学研究科」を設置しました。

令和 3 年度には、工芸学部建築学科を改組して「建築学部建築学科」の設置申請を行い、令和 4 年度に設置が認められました。令和 5 年度には、工芸学部美術工芸学科を「芸術学部デザイン・工芸学科」へと名称変更し、また、工芸学研究科の名称も建築学部設置に合わせて「建築学研究科」へと名称変更を行いました。

このように、開学以来、学科の新設、学科定員の増、大学院の設置、学部・学科・研究科の名称変更の組織改革は、学生、保護者、卒業生、地域社会など多くのステークホルダーの期待に応えるための大学改革です。

これらの大学改革は、不断の自己点検・評価の活動を通じて成し遂げてきたものであります。今年度も自己点検・評価委員会を中心として「自己点検・評価報告書」をまとめることができました。掲載している数値データについては、最新の令和 7 年度のものと令和 6 年度以前のものが混在していることをご容赦願います。

なお、令和 6 年以降の自己点検・評価報告書は、日本高等教育評価機構の定める自己評価の基準により作成しています。

この報告書に示した自己点検・評価の結果を踏まえ、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーの期待に応えられるよう、本学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を引き続き促進してまいります。

令和 8 年 5 月 1 日

自己点検・評価委員会委員長　竹脇　出〔学　長〕

目　次

Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・　1

Ⅱ. 沿革と現況・・・・・

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 京都美術工芸大学の建学の精神・基本理念

京都美術工芸大学（以下、「本学」という。）の設置法人は、「学校法人二本松学院」（以下、「本学院」という。）であり、他の併設校としては、「京都建築大学校」、「京都伝統工芸大学校」がある。

本学院は、平成２年に学校法人二本松学院「京都国際建築技術専門学校」を開設したことに始まる。

本学院は、「学校法人二本松学院寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）において、本学院の目的を「教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。

本学の建学の精神は「世界を代表する美術工芸文化が息づく京都で、我が国の伝統と文化を尊重し、その継承と文化の創造を担う有為な人材を育成するため、美術工芸に係る教育・研究を行い、併せて教養を身に付けた専門職業人を育てることにより国家・社会の発展に貢献する」としている。

この建学の精神に則り、「社会人基礎力」「学士力」及び「職業実践力」それぞれが複合的に作用しあって生み出す素養を有し、積極的に研究活動に取り組む人材を育成することを基本理念としている。

2. 本学の使命・目的

本学は、「我が国の伝統と文化を尊重し、その継承と文化の創造を担う有為な人材を育成するため、教育基本法及び学校教育法に従い、美術工芸に係る教育・研究を行い、併せて教養を身に付けた専門職業人を育てることにより、国家・社会の発展に貢献すること」を使命・目的としている。

さらに、上記に加えて、「社会人基礎力」「学士力」「職業実践力」を身につけた専門職業人の育成に努めることを教育上の目的とし、「美術工芸に関する知識・技能」「社会に受け入れられる人間力」「美術工芸の将来を思考する能力」を身に付けた人材を育成することとしている。

開学時は 1 学部 1 学科（工芸学部　伝統工芸学科）でスタートしたが、平成 28 年度に 1 学部 2 学科（工芸学部　美術工芸学科／建築学科）となり、令和 4(2022)年度に 2 学部 2 学科（工芸学部　美術工芸学科／建築学部　建築学科）となった。さらに令和 5(2023)年度には、工芸学部美術工芸学科は、芸術学部デザイン・工芸学科に名称変更を行った。

芸術学部は、全国から目的意識をもった学生を受け入れ、本学の理念に基づく独自の専門職業教育を行うことを目的とし、工芸やデザイン、文化財等の専門技術教育を通じて、斯界の継承者や、ものづくり産業界、さらには新しい生活文化を創造しうる有為な職業人を育成する目的で設置した。

建築学部では、美術工芸を基礎とした建築教育の履修モデルとして、「建築デザイン領域」と「伝統建築領域」を包含する幅広い専門技術教育を行い、さらに、近年の既存建築リノベーションやまちづくりの動向などに対応して、両者の「融合領域」を学ぶ総合的か

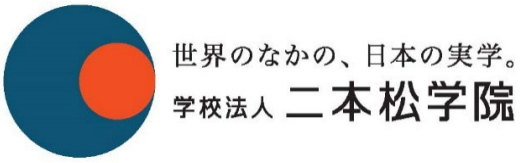
つ実践的な教育プログラムを展開している。加えて、3 年次後期以降は、大学院修士課程への進学も視野に入れ、建築デザイン、伝統建築、融合の各領域をさらに深める選択性の高い学びを支援し、現代の複雑な社会的ニーズに対応した高度な専門職業人を育成する体制が整備されている。

3. ロゴマーク

本学院のロゴは、大きな円の中にもう一つ円が配置されている。これは、世界のなかの、日本の実学ということを意味している。

本学のロゴも法人と同じデザインであり、金色で配色されていることから、永遠の輝き（普遍的価値）を併せて意味している。

［本学院のロゴ］



［本学のロゴ］



4. 本学の個性・特色

世界に誇る美術工芸文化が息づく京都の地で、「日本の伝統美の新しい価値を創造し、世界へ発信できる人材を育成する」という理想の実現のために設立したのが、京都美術工芸大学である。

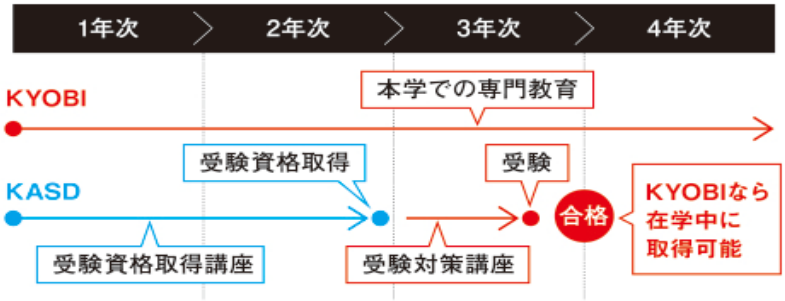
令和３(2021)年度は、「工芸学部」は、美術工芸学科と建築学科の２学科であり、美術工芸学科は、工芸領域（陶芸分野、木工・彫刻分野、漆芸分野）、文化財領域、デザイン領域（ビジュアルデザインコース、インテリア・空間デザインコース、CULTURE デザインコース）となった。建築学科は、建築デザインコース、伝統建築コースを設置しており、令和４(2022)年度には、建築学科が「建築学部」として独立した。また、令和５(2023)年度には、工芸学部　美術工芸学科が「芸術学部　デザイン・工芸学科」に名称変更し、大学院工芸学研究科も建築学部設置に伴い「大学院建築学研究科」に名称変更した。さらに文化財情報領域は時代のニーズにあわせ工芸修理からデジタルアーカイブデザインにシフトしたカリキュラムとし、幅広く柔軟に対応する文化財情報デザインコースとした。

本学は、建造物からインテリア、さらには生活道具に至るまで、我々の身の回りのあらゆるモノの「ものづくり」を学ぶ実学の大学である。本学の理念には、建築と芸術（工芸）の融合を提唱する「バウハウス」の考え方に共通するものがある。また、歴史的建造物や仏像など、先人の知恵の結晶である本物の文化財を学びの基本にすえているのも、本学の大きな特色となっている。

また本学では、実学（キャリア）修得の観点からプロの現場で役立つさまざまな資格取得のサポートに力を入れている。グループ校の京都建築大学校と連携し、Wスクールシステムで学ぶことにより、大学在学中に二級建築士及び木造建築士の受験資格が取得可能となっている。これは、他の大学にはない本学ならではのメリットとなり、本学の教育上の特色となっている。

［本学での建築士取得の流れ］

（最短で取得した場合の例）



KYOBI ： 京都美術工芸大学　　KASD ： 京都建築大学校

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

本学は、学校法人二本松学院の運営する専門学校である京都建築大学校と京都伝統工芸大学校の２校の運営実績を受けて設立された第３の教育機関である。

京都建築大学校は旧自治省のリーディングプロジェクトの指定を受けた京都府園部町（現南丹市）の国際学園都市計画の一環として誘致を受け、平成３年４月に「京都国際建築技術専門学校」として開校し、平成 19 年４月に校名を変更して現在に至っている。同校は建築・建設を担う次世代の人材を養成することを目標に掲げ、開校当初から「二級建築士・木造建築士」の国家資格を在学中に取得できる独自のシステム（本科２年＋別科）を構築し、同資格の取得率は全国トップクラスにある。また、課程は建築科（２年制）と建築学科（４年制・高度専門課程）及び建築専攻科(２年・１年)から成っており、卒業後の進路を見据えたカリキュラムをそれぞれ組んでいる。

次に、「京都伝統工芸大学校」は、平成７年４月に「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の支援事業により、京都府、園部町（現南丹市）及び京都府の伝統産業界で結成された財団法人京都伝統工芸産業支援センターが設置母体となり、現在の地に「京都伝統工芸専門校」として開校した。平成 12 年 10 月に京都府から専修学校の認可を受け、平成 13 年４月に「京都伝統工芸専門学校」に校名変更し、平成 17 年に教育環境の更なる拡充を図るため同財団法人からの要請により、学校設置者を学校法人二本松学院に変更した。平成 19 年４月には高度専門課程（4 年制）を新設するとともに、「京都伝統工芸大学校」に校名変更し、現在に至っている。

これら２校の教育及び卒業後の実績を踏まえ、さらに新たな時代を創造する知識、教養及び技術を修得する実学を重視した大学教育が必要であることから本学を開設することになった。

平成 24(2012)年 4 月に京都園部キャンパスに京都美術工芸大学を 1 学部 1 学科で開学した後、平成 28(2016)年には建築学科を設置し、また、平成 29(2017)年度には新たなキャンパスである京都市内の京都東山キャンパスに移転した。平成 30(2018)年度からは収容定

員を 400 人から 1,020 人に変更して現在に至っている。

なお、平成 30(2018)年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による「大学機関別認証評価」を受け適合の評価を得た。

さらに令和２(2020)年４月には大学院工芸学研究科建築学専攻を設置した。同大学院は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、本学の理念を継承・発展させ、学生及び社会の要請に応えるため、建築を含む美術工芸に係るより高度な教育・研究を行い、教養豊かな専門職業人・研究者を育成することにより、国家・社会の発展に貢献することを目的とする。

令和３(2021)年度には、建築学部の設置認可申請を 7 月に行い認可され、令和４(2022)年４月には、２学部２学科となった。また、工芸学部美術工芸学科を「芸術学部デザイン・工芸学科」に、大学院工芸学研究科も建築学部設置に伴い「大学院建築学研究科」に名称変更の申請を行い、同年度末の３月に認可され、令和５(2023)年度に名称変更を行った。

＜沿革＞

平成２(1990)年
　学校法人二本松学院「京都国際建築技術専門学校」設立認可
平成３(1991)年
　「京都国際建築技術専門学校」開校
平成７(1995)年
　「京都伝統工芸専門校」開校
平成 13(2001)年
　京都府より認可を受け「京都伝統工芸専門学校」に改称
平成 15(2003)年
　「京都伝統工芸館」開館
平成 19(2007)年
　「京都建築大学校」「京都伝統工芸大学校」に校名変更と共に高度専門課程 新設
平成 22(2010)年
　「大阪都島工芸美術館」開館
平成 23(2011)年
　「京都美術工芸大学」設置認可
平成 24(2012)年
　「京都美術工芸大学」開学　工芸学部伝統工芸学科　設置
平成 28(2016)年
　工芸学部 建築学科　設置
　京都市と包括的連携協定を締結
平成 29(2017)年
　京都東山キャンパスに移転
平成 30(2018)年
　伝統工芸学科を美術工芸学科に学科名変更
　建築学科、美術工芸学科の定員増

平成 31(2019)年・令和元(2019)年
平成 31(2019)年 4 月 1 日現在、伝統工芸学科に在籍する学生の所属学科名称を美術工芸学科に変更
令和２(2020)年
「京都美術工芸大学大学院工芸学研究科建築学専攻」設置開設、新東館工事着工（二本松学院 30 周年記念事業）
令和３(2021)年
新東館工事竣工（二本松学院 30 周年記念事業）
令和４(2022)年
建築学部　建築学科設置
令和５(2023)年
工芸学部（美術工芸学科）を芸術学部（デザイン・工芸学科）に名称変更
大学院工芸学研究科を大学院建築学研究科に名称変更
令和 6(2024)年
京都工芸繊維大学および京都市立芸術大学と三大学連携協定を締結

2. 本学の現況［令和８(2026)年５月１日現在］

・**大学名**　京都美術工芸大学

・**所在地**　京都東山キャンパス
京都府京都市東山区川端通七条上ル
京都園部キャンパス
京都府南丹市園部町二本松 1-1

・**学　部**　**［芸術学部］** デザイン・工芸学科
建築学科（令和４(2022)年度以降学生募集停止）
［建築学部］ 建築学科

・**大学院**　**［建築学研究科］** 建築学専攻（修士課程）

・**学生数、教員数、職員数**

学生数(休学者含む)（令和 8(2026)年 5 月 1 日現在）

［学部］　（単位：人）

学　部	学　科	入学定員	3年次編入定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
芸術学部	デザイン・工芸学科	100	5	410	95	96	88	106	385
	建築学科	(150)	(5)	(610)				1	1
建築学部	建築学科	150	5	610	182	186	148	142	658

合　計		250	10	1,020	277	282	236	249	1,044

※芸術学部建築学科は在籍者がいなくなるまで存続するため、過年度生(留年者)を４年次に計上している。

[大学院]

（単位：人）

研究科	入学定員	収容定員	１年次	２年次	合計
建築学研究科	10	20	12	18	30

教職員数（令和 8(2026)年 5 月 1 日現在）

教員数

（単位：人）

所 属	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
芸術学部	10	4	7	2	2	25
建築学部	11	5	8	2	0	26
合 計	21	9	15	2	0	51

教員数

（単位：人）

専任職員	非常勤職員	合計
51	68	119

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準１ 使命・目的

1-1　使命・目的及び教育研究上の目的の反映
1-1-①学内外への周知
1-1-②中期的な計画への反映
1-1-③三つのポリシーへの反映
1-1-④教育研究組織の構成との整合性
1-1-⑤変化への対応

（1）1－1 の自己判定

「基準項目 1－1 を満たしている。」

（2）1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①学内外への周知

本学の使命・目的及教育目的は、本学のホームページにおいて「建学の理念」として明記し、学外へ広く周知している。

学内に対しては、新入生ガイダンスの際に配布される「学生便覧・履修の手引き」及び「大学院履修の手引き」に掲載しており周知に努めている。また、教職員に対しては学内コミュニケーションツールである「Google Classroom」に規程集を整備し、「学則」「大学院学則」を掲載し、改正があった際には最新版を利用できる。

1-1-②中期的な計画への反映

令和５(2023)年度から５年間の中長期計画については、「第２期中期目標・中期計画（令和６(2024)年度～令和 10(2028)年度）において、次に掲げる事業を掲載していることで、使命・目的が反映されていることがわかる。

まず「伝統建築文化センター（仮称）」を設置し、京町家を利用した研究・実習施設の整備を目標に掲げている点である。

次に、地域連携事業として「祇園祭や新日吉神宮「神幸祭」、下御霊神社「還幸祭」への協力」や「清水寺での法要や作品展などの連携事業」を掲げている。

さらに、京都工芸繊維大学・京都市立芸術大学とは「伝統工芸、伝統建築・文化等を通したアート及びデザインに関する教育研究の連携に関する協定書」を締結しており、本協定に基づく事業の推進についても掲げている。

これらは、まさに「我が国の伝統と文化を尊重し、その継承と文化の創造を担う有為な人材を育成するため、教育基本法及び学校教育法に従い、美術工芸に係る教育・研究を行い、併せて教養を身に付けた専門職業人を育てることにより、国家・社会の発展に貢献することを目的とする。」という本学の使命・目的に合致していると言える。

1-1-③三つのポリシーへの反映

本学では、大学全体として「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)、「入学者受け入れの方針」(アドミッション・ポリシー)を定めると同時に、学部・大学院研究科ごとの三つのポリシーを定めている。

教育目標として「学則」第１条に掲げている「我が国の伝統と文化を尊重し、その継承と文化の創造を担う有為な人材を育成するため、教育基本法及び学校教育法に従い、美術工芸に係る教育・研究を行い、併せて教養を身に付けた専門職業人を育てることにより、国家・社会の発展に貢献することを目的とする」を達成するため、第１条第２項で「社会人基礎力」「学士力」「職業実践力」の３つの力を育成することとしている。そこで本学では教育上の目的をより明確化するために、次のようにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページ等を通じて、周知を図っている。

ディプロマ・ポリシーでは、「美術工芸」「日本の歴史文化」という言葉をあげており、カリキュラム・ポリシーでは、「美術や工芸」「伝統建築」「文化財」という言葉で示している。また、アドミッション・ポリシーでは、「美術工芸」「専門職業人」という言葉をあげている。

このように、３つのポリシーは本学の使命・目的を踏まえたものである。

1-1-④教育研究組織の構成との整合性

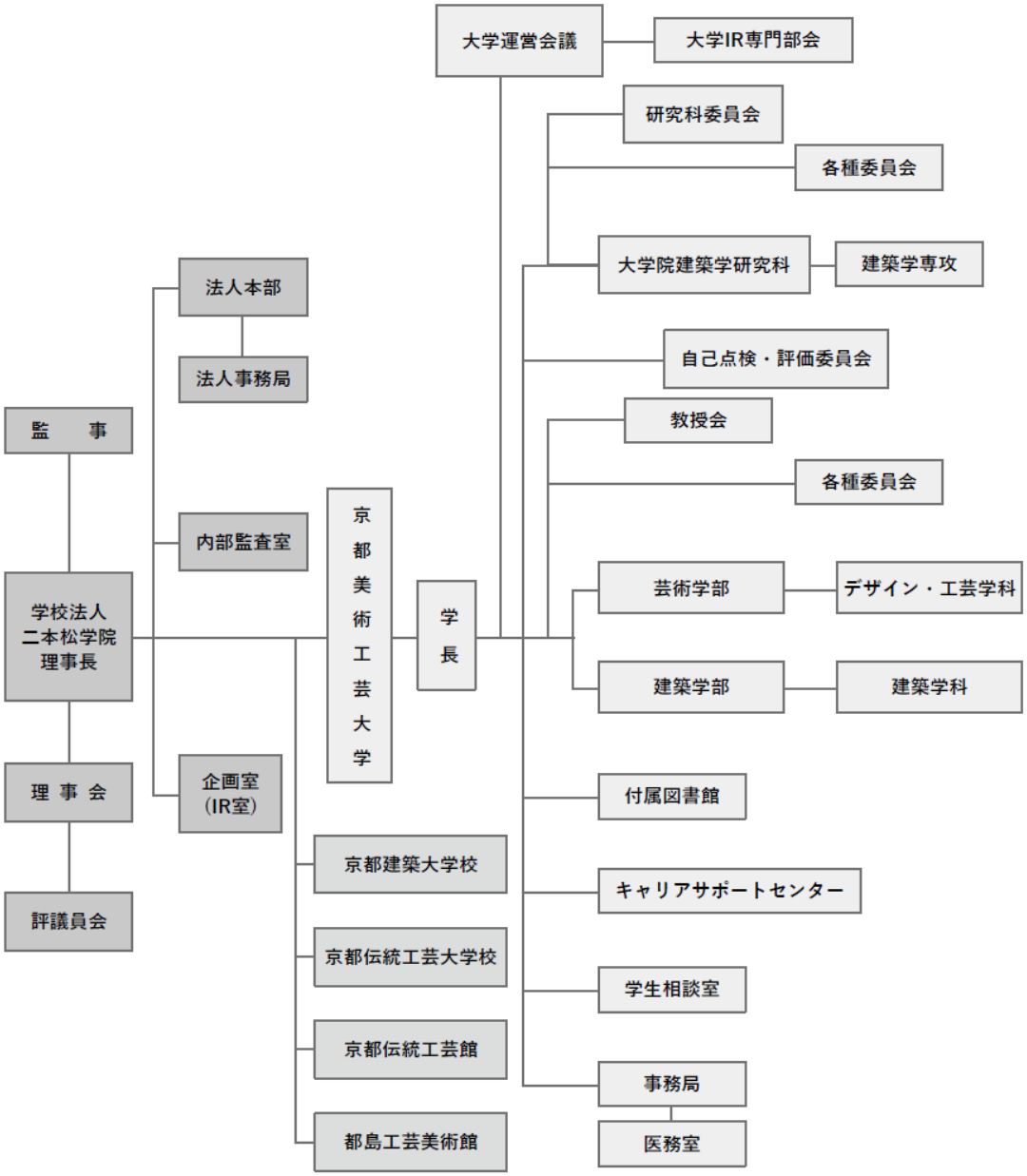
本学は、平成 24(2012)年の大学設立以来、建学の精神に基づき、学則に定めるとおり、専門職業人を育成するに従事し、併せて伝統工芸を通じて国家・社会の発展に貢献することを使命としている。

その使命・目的に合わせ本学は芸術学部と建築学部を設置し、芸術学部では、デザイン、工芸、文化財分野での専門職業人を、また建築学部では建築デザイン領域、伝統建築領域及びこれらの複合領域の専門職業人の育成を図っている。大学院においては「建築学研究科」を置き建築を含む高度な教育・研究を行い教養豊かな高度専門職業人を育成する修士課程を設置している。学部、研究科の教育研究施設を支える付属図書館では、本学の情報化に関する支援を行っている。

さらに、教学に関する重要事項を審議する教学委員会、教授会、研究科委員会、大学運営に関する重要事項を審議する大学運営会議、学生の就職支援を行うキャリアサポートセンター等を置いている。

以上のことから本学は、使命・目的を達成するために必要な教育研究組織の構成に関して、整合性を保ちつつ整備している。

令和8（2026）年度　二本松学院・京都美術工芸大学組織図



1-1-⑤変化への対応

本学の建学の精神は、社会情勢の変動に伴い建学理念を維持しつつも教育内容や育成する学生像も見直す必要が生じる場合もある。

本学では、教育目的、三つのポリシー等の見直しや評価について、自己点検・評価委員会、教授会、大学運営会議で審議・検討し教育の改善・向上に取り組んでいる。

近年では、令和２(2020)年度には大学院工芸学研究科建築学専攻（定員 10 人）を開設し、令和３(2021)年度には、建築学部の設置が認可され、令和４(2022)年４月には、建築学部を設置し２学部２学科体制となった。

また、工芸学部美術工芸学科を「芸術学部デザイン・工芸学科」に、大学院工芸学研究科も建築学部設置に伴い「大学院建築学研究科」に名称変更の申請を行い、年度末の３月に認可され、令和５(2023)年度より名称変更を行うなど、社会の変化に対応し見直しを行っている。

(3) 1－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の目的は、教育活動及び人材養成に関する基本的な方針として、学則に定めているものである。社会情勢の変化や国の政策の変更などにも対応し、関係委員会等の組織において絶えず必要な見直し、改善を行うことにより建学の精神の具現化を図っている。

［基準１の自己評価］

大学の使命・目的は「学則」及び「大学院学則」に具体的に明記しており、大学ホームページ、「学生便覧・履修の手引き」及び「大学院履修の手引き」において学内外掲載しており周知に努めている。この使命・目的は本学の中長期計画を作成する際の根幹となっており、「建学の精神」と沿革に由来する個性・特色を示している。

また、本学の使命・目的は三つのポリシーにも反映しており、教育研究組織についても「建学の精神」に基づく使命・目的及び教育目的を達成するために、社会情勢に応じて整備を続け現在に至っている。

以上のことから「基準１．使命・目的等」を満たしている。

基準２ 内部質保証

2-1　内部質保証の組織体制

2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

2-2　内部質保証のための自己点検・評価

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

2-3　内部質保証の機能性

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

[2-1]

(1) 2－1 の自己判定

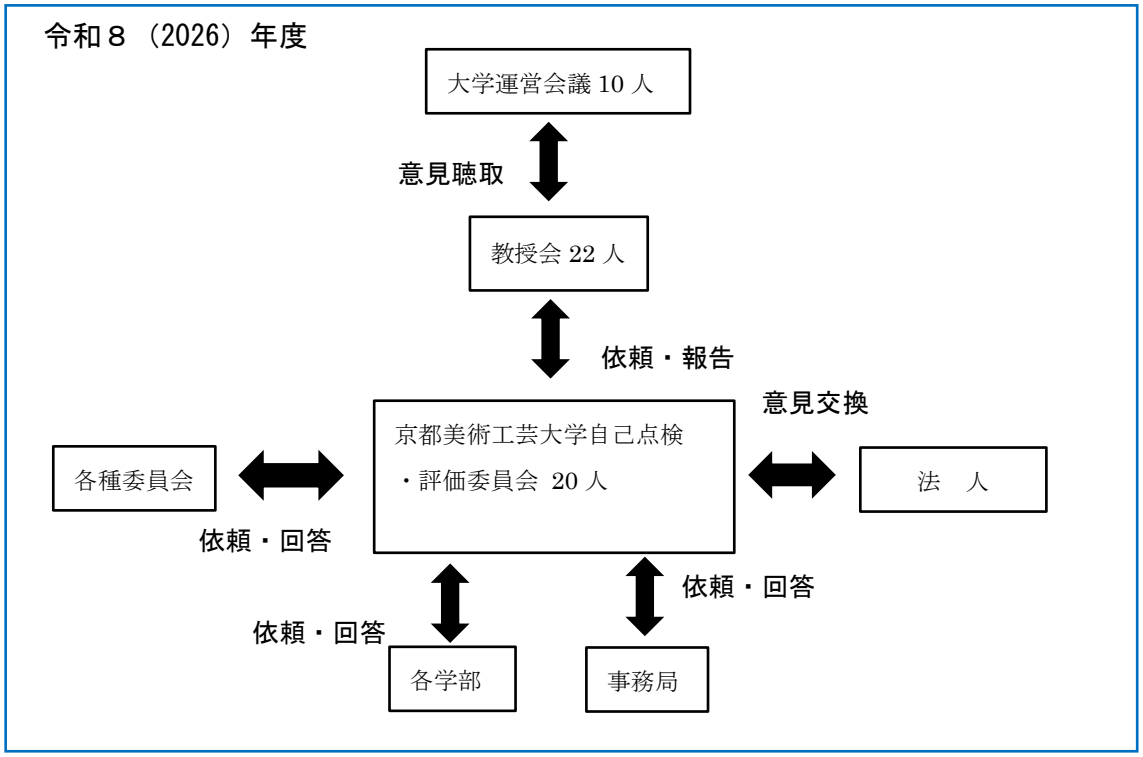
「基準項目 2－1 を満たしている。」

（2）2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、学則第２条及び大学院学則第１条の２において、「前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行ない、その結果を公表するものとする。」と全学的な方針を規定し、「京都美術工芸大学自己点検・評価委員会規程」及び「京都美術工芸大学自己点検・評価実施要項」を制定し、開学以来、自主的・自律的な自己点検・評価に努めている

現在、自己点検・評価委員会は、学長、副学長、学部長、学科長、図書館長、事務局長及びその他専任教員で構成されており、報告書の作成方針を議論した上で、担当する記載項目を決定している。学長を委員長とし、副委員長として副学長２人が任に当たっている。内部質保証のための組織図及び責任体制は以下のとおりである。



（3）2－1 の改善・向上方策（将来計画）

専任教員の全員が委員会組織に含まれていることは、必ずしも問題とは言えないが、一方で各委員の当事者意識が薄れるとともに、詳細な議論をする事が難しくなってきている。今後は、委員会体制を見直し詳細な議論ができるような委員会構成に改善する。

[2-2]

（1）2－2 の自己判定

「基準項目 2－2 を満たしている。」

（2）2－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では内部質保証のため、学則及び大学院学則に基づく自己点検・評価活動を実施している。その活動は大きく、自己点検・評価書の作成、外部評価委員会の開催と結果の検証、大学機関別認証評価の受審への対応がある。

〔自己点検・評価書の作成〕

自己点検・評価委員会規程に基づき、各部局及び事務局が自己点検・評価活動を行っており、全学的な見地に基づいて、自己点検・評価委員会により執筆担当を各委員会に割り当て最終的には、学長を中心に副学長、学部長、学科長、事務局長が各種委員会の報告を取りまとめ「自己点検・評価書」を作成している。

「自己点検・評価書」は、自己点検・評価委員会での審議を経て教授会に報告している。

そのうえで、「自己点検・評価書」は、各部局及び事務局で共有するとともに、大学ホームページで広く社会に公表している。

〔外部評価委員会〕

地元自治体、学校、他大学等から外部有識者を委員として招き、本学の教育研究活動について評価・助言を求めている。

令和５(2023)年度の外部評価委員会は令和５年 11 月 21 日に、令和７(2025)年度の外部評価委員会は令和７年度 11 月 18 日に開催した。学長より大学概要の説明の後、外部評価委員より本学の教育研究活動について意見を求める流れで行い、外部評価委員会の内容については、大学ホームページで公表している。

〔大学機関別認証評価の受審〕

令和 6(2024)年度に財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、いずれも基準を満たしていると認定された。この受審は、本学の内部質保証の取組の一つである。

2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

令和５(2023)年７月に、大学運営会議の下に「大学 IR 専門部会」を設置し、法人事務局と連携して大学に関係する IR 活動を行うことにした。

「学生募集」、「学生による授業に関する評価」、「学生の就職状況」に関する情報を収集し、本学の四つのポリシーに照らし合わせ分析を行っている。「学生募集」は広報担当副学長、「学生による授業に関する評価」は FD・SD 推進委員会委員長、「学生の就職状況」はキャリアサポートセンター長が中心となり関連情報の収集と分析を行っている。その分析情報は理事会、大学運営会議等で報告され、次年度事業計画に反映されている。

（3）2－2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための自己点検・評価の体制は整っており、自己点検・評価の結果は教職員の間で共有するとともに、社会に広く公表している。今後は、新しく設置した大学 IR 専門部会との連携により、情報収集の重複を回避するとともに大学 IR で調査、収集、分析し

た結果を有効活用していくよう体制を整備していく。

[2-3]

(1) 2－3 の自己判定

「基準項目 2－3 を満たしている。」

(2) 2－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望の把握の方法としては、

・授業評価アンケート

・クラスアドバイザー

・卒業時アンケート

の３点を実施している。

〔授業評価アンケート〕

組織または教員個人として授業内容・方式を充実させるために、FD・SD 推進委員会で学生による授業評価アンケートを前期と後期授業終了時に実施しており、グラフ化したアンケート結果を学内 HP に掲示している。

併せて自由記述を含めたアンケート結果を各教員に送付し、アンケート結果を踏まえた授業改善の方針を担当教員が記入した「フィードバックシート(授業評価に対する教員回答報告書)」を回収して、次年度に向けた教育内容改善に役立てているとともに、授業に関する学生の意見・要望の把握の場となっている。

〔クラスアドバイザー〕

本学では、各学年に担任教員を設けるクラスアドバイザー制度を採用している。選択した領域・コースごとに、それぞれ 2 人(主担・副担)の教員が担当している。単位取得に関して、授業に関することや学習の方法について、実習について、学生生活についてなど 4 年間の学生生活の中で生じた大小さまざまな悩みについて、クラスアドバイザーに相談する制度であり、学生の意見・要望の把握の場でもある。

〔卒業時アンケート〕

令和 5 年 3 月に実施した卒業時アンケートは、大学 IR 専門部会が主体となって、①教育内容全般、②学生生活全般、③教員による指導・支援、④学生支援（窓口サービス等）、⑤キャリア支援、⑥キャンパス環境（施設・設備等）の６項目について、５段階評価により満足度を聞く内容となっている。

この卒業時アンケートは、令和 5 年度の卒業生から実施しており、全項目合計で「とても満足」と「やや満足」の合計割合は、令和 5 年度が 67.8%、令和 6 年度が 75.4%となっており、満足度は若干向上していると言えるが、回答率が令和 5 年度が 27.4%、令和 6 年度が 28.1%、令和 7 年度が 28.8%と低いため回答率を高める取り組みが必要である。

なお、この卒業時アンケートに記述されたコメントの中には大学が改善すべき提案的意見も多く学生支援部門との情報共有を図っていくこととしたい。

2025年度　卒業時アンケート集計表

アンケート期間 2025.2.18～3.16 (卒業認定発表後から開始)	デザイン・工芸学科回答率		建築学科回答率		合計回答率	
	28人回答 /79人卒業認定	35.4%	36人回答 /143人卒業認定	25.2%	64人回答 /222人卒業	28.8%
1.教育内容全般について					(コメント:10件あり)	
5とても満足	9	32.1%	9	25.0%	18	25.4%
4やや満足	15	53.6%	18	50.0%	33	46.5%
3どちらともいえない	2	7.1%	7	19.4%	9	12.7%
2やや不満	2	7.1%	2	5.6%	4	5.6%
1不満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	28		36		64	
2.学生生活全般について					(コメント:4件あり)	
5とても満足	15	53.6%	13	36.1%	28	39.4%
4やや満足	12	42.9%	15	41.7%	27	38.0%
3どちらともいえない	1	3.6%	6	16.7%	7	9.9%
2やや不満	0	0.0%	2	5.6%	2	2.8%
1不満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	28		36		64	
3.教員による指導・支援について					(コメント:8件あり)	
5とても満足	14	50.0%	9	25.0%	23	32.4%
4やや満足	10	35.7%	20	55.6%	30	42.3%
3どちらともいえない	2	7.1%	4	11.1%	6	8.5%
2やや不満	1	3.6%	3	8.3%	4	5.6%
1不満	1	3.6%	0	0.0%	1	1.4%
計	28		36		64	
4.学生支援（窓口サービス等）について					(コメント:5件あり)	
5とても満足	9	32.1%	14	38.9%	23	32.4%
4やや満足	12	42.9%	9	25.0%	21	29.6%
3どちらともいえない	6	21.4%	9	25.0%	15	21.1%
2やや不満	0	0.0%	1	2.8%	1	1.4%
1不満	1	3.6%	3	8.3%	4	5.6%
計	28		36		64	
5.キャリア支援にいて					(コメント:4件あり)	
5とても満足	12	42.9%	19	52.8%	31	43.7%
4やや満足	3	10.7%	7	19.4%	10	14.1%
3どちらともいえない	11	39.3%	8	22.2%	19	26.8%
2やや不満	2	7.1%	1	2.8%	3	4.2%
1不満	0	0.0%	1	2.8%	1	1.4%
計	28		36		64	
6. キャンパス環境（施設・設備等）について					(コメント:12件あり)	
5とても満足	12	42.9%	13	36.1%	25	35.2%
4やや満足	9	32.1%	11	30.6%	20	28.2%
3どちらでもない	3	10.7%	9	25.0%	12	16.9%
2やや不満	4	14.3%	2	5.6%	6	8.5%
1不満	0	0.0%	1	2.8%	1	1.4%
計	28		36		64	

満足度指標合計

5とても満足	148	34.7%
4やや満足	141	33.1%
3どちらでもない	68	16.0%
2やや不満	20	4.7%
1不満	7	1.6%
	384	

※方法：Googleフォームによる無記名アンケートによる

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学外関係者からの意見・要望の把握の仕組みは現在のところ明確に仕組みがない。在学生の保護者に対する「教育懇談会」を令和５年度から開催しているが、日本高等教育評価機構が求める学外関係者（ステークホルダー）からの意見聴取は、卒業生、就職先関係企業、地域社会、行政機関など多方面に渡っており、新たな会議体を立ち上げるためには、その規模、頻度、労力などを十分に検討する必要がある。

例えば就職先企業の人事担当者には、「卒業生の評価」をアンケートするなどの取り組みを行っており、これらの類似する取り組みを整理統合するとともに、Zoom での開催などを検討していく必要がある。対面会議の諸準備の労力を節減し実質的な意見・要望の把握の方法とそれら意見の分析と結果の活用方法も含めて令和７年度以降に具体的な取り組みを開始することとする。

2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学における内部質保証の PDCA サイクルは、中期計画と三つのポリシーを軸とした自己点検・評価活動と連動させて実施している。

本学の自己点検・評価活動は自己点検・評価報告書の作成として集約しているが、その作成プロセスにおいて、異なる３つの自己点検・評価活動の結果を反映している。

一つ目が学部、研究科レベルで三つのポリシーに基づく評価、二つ目は部局・事務局レベルでの中期計画の進捗、達成状況の評価、そして三つ目が外部有識者による外部評価委員会による意見聴取である。自己点検・評価報告書の作成を含め、それぞれの自己点検・評価活動は、適切に PDCA サイクルを実施している。

〔三つのポリシーに関する評価〕

三つのポリシーに関する評価は、自己点検・評価委員会が主体となって実施している。自己点検・評価委員会は学長が委員長であり、副学長、研究科長、学部長、学科長、図書館長、事務局長と選任された教員で構成している。

具体的には、前年度の履修状況、単位認定や卒業認定等基準３で述べたディプロマ・ポリシーに沿った運営がされているか、また進路や就職状況等からカリキュラム・ポリシーやアドミッション・ポリシーに沿った人材育成がされているかの評価を行っている。

また、自己点検・評価報告書の作成に関しては自己点検・評価委員長より点検・評価スケジュールと役割分担を定め、作成に着手する。

〔中期計画の進捗、達成状況の評価〕

本学では中期目標・中期計画に基づき、毎年度事業計画を策定し達成状況を確認、検証し次年度の事業計画を策定し事業実施している。

具体的には、関係部局に対し必要に応じ事務局がヒアリングの実施やデータ提供を求め進捗状況の把握を行うとともに、問題点や課題、対応策を確認し、次年度の事業計画を策

定していく。それらは、「事業報告書」としてまとめられ、理事会で審議、承認を経て評議会で報告している。
また、「事業報告書」については法人のホームページで公表している。

〔外部評価委員会による意見聴取〕
「自己点検・評価委員会規程」に従い、関係部局、事務局が自己点検・評価活動を実施し、その内容を自己点検・評価委員会が自己点検・点検評価書として取りまとめる。
自己・点検評価書を資料として、外部有識者から構成される外部評価委員会において質疑応答等が行われ、これらの意見も大学運営改善に生かされる。

〔設置計画履行状況調査の結果〕
令和４(2022)年に建築学部を設置し、毎年設置計画履行状況調査を文部科学省に提出しているが、開設以来「指摘事項」「付帯事項」を付されることもなく、順調な運営がされていると言える。
これら様々な評価(Check)の結果を受け、改善が必要な事項があった際には、自己点検・評価委員会や大学運営委員会あるいは教学委員会等で必要な措置を講ずるべく、対応していく体制としている。

(3) 2−3 の改善・向上方策（将来計画）
本学における自己点検・評価は様々な角度から実施しており、その結果を受け改善の取組を行っている。また、関係委員会やFD・SD研修会等で教職員相互の理解は深まりつつある。今後、さらに点検・評価の仕組みを整備するとともに、大学の使命・目的、三つのポリシーを起点とした内部質保証について、教職員が一層の理解を深め実行できるように努める。

[基準 2 の自己評価]
本学では、内部質保証のための点検・評価を中心に行う組織として、自己点検・評価委員会を設置しており、中期計画・中期目標に基づく進捗状況の評価・点検に関しては大学運営委員会で実施しており明確な責任体制のもとで実施されている。
また、エビデンスの収集に関し、令和５(2023)年度に大学運営会議の下に大学IR専門部会を設置し、学内外の必要な調査・データの収集に必要な体制を整備しつつある。
自己点検・評価委員会は、自己点検・評価書の作成、外部評価委員会の開催と結果の検証、大学機関別認証評価の受審への対応を担い、自己点検・評価書は大学ホームページに公表されている。
学部、研究科、事務局とそれぞれの自己点検・評価活動も計画から評価、改善までPDCAサイクルを回して実施されており、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みはしっかりと機能している。
以上により「基準2. 内部質保証」を満たしている。

基準３ 学生

3-1　学生の受入れ
3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知
3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

3-2　学修支援
3-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備
3-2-②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

3-3　キャリア支援
3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施
3-3-②キャリア支援体制の整備

3-4　学生サービス
3-4-①学生生活の安定のための支援

3-5　学修環境の整備
3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営
3-5-②図書館の有効活用
3-5-③施設・設備の安全性・利便性

（1）3－1 の自己判定

「基準項目 3－1 を満たしている。」

（2）3－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では建学の精神、教育目的等を踏まえ、学部・研究科それぞれにおいて、アドミッション・ポリシーを定めている。見直し等を行う際には、大学運営会議において審議し、

学部は、「入学試験要項」に、研究科は「学生募集要項」にそれぞれ掲載し志願者に周知するとともに、学外に対しては、大学ホームページにより公開している。

また、学内において本学で非常勤講師を担当される先生方に対しても、就任の前年度末に行う、「講師会議」において、本学の教学方針を周知したり、ハラスメント防止対策について情報共有を図っている。

3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシーに沿った能力を持った学生を受け入れるため、芸術や建築といった専門分野を学ぶための基礎学力や専門への関心や目的意識、豊かな人間性や感性を求めており、そのために学力検査だけではなく、多様な入学者選抜を実施している。

入学者選抜区分としては、総合型選抜、推薦、一般、大学入学共通テスト利用入試とあり、令和８(2026)年度に実施した入学者選抜試験は以下のとおりである。

・総合型選抜　オープンキャンパス参加型
・総合型選抜　学力・実技型
・総合型選抜　プレゼンテーション型
・総合型選抜　面接重視型
・学校推薦型選抜　公募推薦
・学校推薦型選抜　専門学科・総合学科特別推薦
・学校推薦型選抜　指定校推薦
・一般選抜　前期Ａ日程・Ｂ日程
・一般選抜　後期
・大学入学共通テスト利用選抜　前期　２科目型・４科目型
・大学入学共通テスト利用選抜　後期
・外国人留学生選抜　前期
・外国人留学生選抜　後期

入学者選抜方法については、アドミッション・ポリシーに沿って入試・広報課で原案を作成し、入試委員会において審議・決定している。学生募集については「入学試験要項」に、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願資格、選抜方法、実施日程、出願に必要な書類、入学料、授業料等を明記している。

入学者選抜に関しては、総合選抜や学校推薦型選抜・外国人留学生選抜では出願書類にある志望理由書や面接を重視しており、「コミュニケーション能力」や将来「専門職業人」を目指す心構えや思いを聞き取りながら評価している。

一般選抜の入試問題については、学長が指名した出題委員によりミスのないようダブルチェックの体制で作成しており、また、予備校等外部機関に依頼し、他大学との重複チェック等も行っている。

検証については、就職先が建築学部であれば建築会社や設計事務所等へ、芸術学部であれば工房やデザイン会社等へ多く輩出していることから、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜が行えていると言える。

大学院建築学研究科の入学者選抜は、次の区分により行っている。
・学内推薦選抜
・一般選抜

大学院においても学部と同様に、面接において将来「専門職業人」を目指す心構えや思いを聞き取りながら評価している。

3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員に対する充足率の平均は、次の表に示すとおりであり、学部においては令和４(2022)年度と令和 7(2025)年度に芸術学部(工芸学部)で定員未充足であったが、それ以外は全ての区分において定員充足しており、収容定員に沿った適切な受け入れを維持してい

る。

大学院に関しては、令和２(2020)年度の開設時は苦戦したものの、その後は徐々に入学者を増やしており、令和６(2024)年度以降は入学定員を満たすことができた。

また、学生募集活動としてはオープンキャンパス、進路ガイダンスや高校訪問に積極的に出向き広報活動を展開している。令和７(2025)年度において、オープンキャンパスは 20 回開催しており、948 組（申込者のご家族も同伴されますが、１組で計算）の参加があった。

入学定員充足率の推移(入学年度別)

学部名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	平均充足率
工芸学部 美術工芸学科	入学定員	100	100	100				104%
	入学者数	114	104	94				
	定員充足率	114%	104%	94%				
工芸学部 建築学科	入学定員	150	150					111%
	入学者数	166	167					
	定員充足率	111%	111%					
芸術学部	入学定員				100	100	100	99%
	入学者数				100	101	97	
	定員充足率				100%	101%	97%	
建築学部	入学定員			150	150	150	150	112%
	入学者数			163	154	159	196	
	定員充足率			109%	103%	106%	131%	
大学院	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	平均充足率
建築学研究科	入学定員	10	10	10	10	10	10	78%
	入学者数	3	7	6	7	10	14	
	定員充足率	30%	70%	60%	70%	100%	140%	

(3) 2－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施しているが、１８歳人口の減少もあり、入試日程や入試方式の見直しや改善について検討を行う必要がある。

そのためにも、アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているのか、入学後の GPA や休学・退学・除籍状況、資格試験合格状況や就職状況等に基づく追跡調査を行い、評価・検証を行うための準備を進めていく必要がある。

(1) 3－2 の自己判定

「基準項目 3－2 を満たしている。」

(2) 3－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の学修支援に関しては、教学委員会で審議・検討した方針・計画に基づき教職員が協働しながら推進している。

本学の学修支援体制の中核となるのが、クラスアドバイザー制（担任制）である。１ク

ラスは 12 名程度で担任教員は、履修相談を含む学生生活に関する様々な事柄や進路指導等も含めた、学生にとって身近な相談窓口となっている。また、それに加え事柄により学科長や学部長も同席し対応できる体制となっている。

また、各授業に関しては「Google Classroom」を活用し、事前資料提供や小テストの提出､授業担当教員への質疑応答等のコミュニケーションツールとして有効に活用している。

また、入学時や新学年のスタート時には、や教員と職員が協働でガイダンスを実施しており、履修相談体制を組んでいる。さらに初年次セミナーにおいても履修指導を行っている。

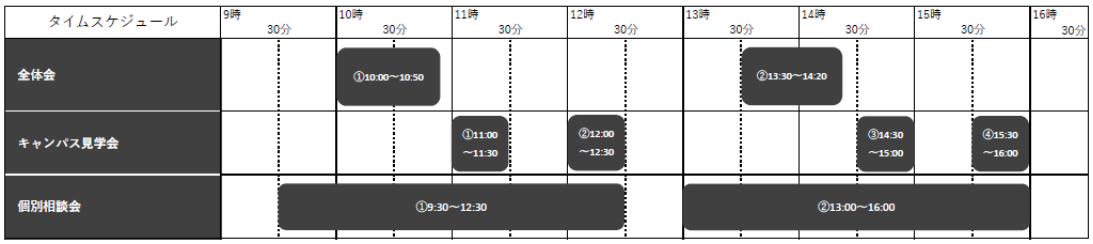
毎学期､全学生の成績状況を確認し､各領域の専門科目単位を修得できなかった学生や、複数科目の単位修得ができていない学生に対して、教職員が適切に指導する機会を持っている。

学修上の問題については事務局教学担当と、また生活上の問題については事務局学生支援担当や医務室と連携を取りながら職員と協働で支援する体制も整っている。

また、令和５(2023)年度より保護者を対象とした教育懇談会を実施し、令和７ (2025)年度は 12 月 6 日に開催した。参加した保護者からは学修状況や就職支援、奨学金等様々な質問があり学部教員や事務職員が対応し非常に好評であった。

教育懇談会

タイムスケジュール



実施プログラム	内容	時間	会場
受付・アンケート回収	受付・ご案内・アンケートの回収を行います	9:00 ～ 16:00	南館1階
全体会	1.学長挨拶・本学の教育について　2.大学院進学について　3.就職活動とキャリア支援について	①10:00 ～ 10:50 ②13:30 ～ 14:20	南館3階 KYOBIホール
キャンパス見学会	施設や設備等を説明しながら学内を案内いたします	①11:00 ～ 11:30 ②12:00 ～ 12:30 ③14:30 ～ 15:00 ④15:30 ～ 16:00	①KYOBIホール前 ②南館1階 S101前 ③KYOBIホール前 ④南館1階 S101前
個別相談会	履修状況や学生生活等について相談できます（おひとり15分以内）	①9:30 ～ 12:30 ②13:00 ～ 16:00	芸術・キャリア　南館1階 S101 建築・事務　　南館1階 S102

担任を持っている教員とは別に、オフォスアワーも設けており、学生便覧に掲載し周知している。当該頁には教員名とともに、メールアドレスも掲載しており、直接コンタクトをとれるようにしている。履修登録時においては事務局でも履修登録相談期間を設け、特に履修登録に不慣れな新入生の利用が目立った。

また、パソコン操作が不慣れや苦手な学生についても、事務局窓口で相談対応を行っており、様々な形で学生の学修支援を行っている。

7　学生相談

1 オフィスアワーについて

オフィスアワーとは、学生が教員に対して学業や学校生活全般に関する質問をしたり、相談あるいは個人的な指導等を教員から受けるために設定された時間です。オフィスアワーは平日昼間の休み時間に設定されており、下記の曜日・時間には教員が希望する学生と面談を行います。

オフィスアワーを気軽に利用して、質問、相談をしたい教員と連絡を取り合ってください（可能な限りメール予約することが望ましい）。

また、非常勤講師への相談の時間は、授業終了後に直接非常勤講師に相談してください。

【芸術学部】専任教員オフィスアワー　毎週火曜日　12:10～13:00

学部名	教員名		E-mail
芸術学部	新谷　裕久（副学長）	教授	shintani-h@kyobi.ac.jp
	中井川　正道（芸術学部長）	教授	nakaigawa-m@kyobi.ac.jp
	渡邊　俊博（デザイン・工芸学科長）	教授	watanabe-t@kyobi.ac.jp
	津村　健一	教授	tsumura-k@kyobi.ac.jp
	東　俊一郎	教授	higashi-s@kyobi.ac.jp
	エトリ　ケンジ	特任教授	etori-k@kyobi.ac.jp
	川尻　潤	特任教授	kawajiri-j@kyobi.ac.jp
	ヒルド　麻美	特任教授	hild-m@kyobi.ac.jp
	三木　表悦	特任教授	miki-h@kyobi.ac.jp
	宮本　貞治	特任教授	miyamoto-t@kyobi.ac.jp
	山本　太郎	特任教授	yamamoto-t@kyobi.ac.jp
	遠藤　公誉	准教授	endo-k@kyobi.ac.jp
	岡　達也	准教授	oka-t@kyobi.ac.jp
	田中　正流	准教授	tanaka-masaru@kyobi.ac.jp
	吉富　千恵	准教授	yoshitomi-t@kyobi.ac.jp
	加納　奈都	講師	kano-n@kyobi.ac.jp
	児玉　絵里子	講師	kodama-e@kyobi.ac.jp
	田中　秀和	講師	tanaka-h@kyobi.ac.jp
	玉村　嘉章	講師	tamamura-y@kyobi.ac.jp
	青木　太一	特任講師	aoki-t@kyobi.ac.jp
	宮内　芳代子	特任講師	miyauchi-k@kyobi.ac.jp
	守﨑　正洋	特任講師	morisaki-m@kyobi.ac.jp
	古閑　謙太郎	助教	koga-k@kyobi.ac.jp
	百田　聖一	助教	momota-s@kyobi.ac.jp

履修の手引き

【建築学部】専任教員オフィスアワー　毎週火曜日　12:10～13:00

学部名	教員名		E-mail
建築学部	井上　晋一（建築学部長）	教授	inoue-s@kyobi.ac.jp
	安田　光男（建築学科長）	教授	yasuda-t@kyobi.ac.jp
	髙田　光雄（大学院研究科長）	教授	takada-m@kyobi.ac.jp
	戸髙　太郎（特命学科長）	教授	todaka-t@kyobi.ac.jp
	井上　年和	教授	inoue-t@kyobi.ac.jp
	生川　慶一郎	教授	narukawa-k@kyobi.ac.jp
	宮内　智久	教授	miyauchi-t@kyobi.ac.jp
	森重　幸子	教授	morishige-s@kyobi.ac.jp
	山内　貴博	教授	yamauchi-t@kyobi.ac.jp
	小梶　吉隆	特任教授	kokaji-y@kyobi.ac.jp
	駒井　貞治	准教授	komai-s@kyobi.ac.jp
	白鳥　洋子	准教授	shiratori-y@kyobi.ac.jp
	根來　宏典	准教授	negoro-h@kyobi.ac.jp
	玉井　美香	准教授	tamai-m@kyobi.ac.jp
	人見　将敏	准教授	hitomi-m@kyobi.ac.jp
	杉本　直子	特任准教授	sugimoto-n@kyobi.ac.jp
	北岡　慎也	講師	kitaoka-s@kyobi.ac.jp
	齊藤　啓輔	講師	saito-k@kyobi.ac.jp
	新谷　謙一郎	講師	shintani-ken@kyobi.ac.jp
	杉山　英知	講師	sugiyama-e@kyobi.ac.jp
	砂川　晴彦	講師	sunagawa-h@kyobi.ac.jp
	中西　大輔	講師	nakanishi-d@kyobi.ac.jp
	山田　幸秀	講師	yamada-y@kyobi.ac.jp
	藪下　和真	助教	yabushita-k@kyobi.ac.jp
	山口　潔子	助教	yamaguchi-k@kyobi.ac.jp

3-2-②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

〔TA,SA による学修支援〕

本学では、大学院生が少数なので学修支援については、SA（Student Assistant）を中心に実施している。

令和 7(2025)年度は TA(Teaching Assistant)及び SA（Student Assistant）を延べ 52 人採用し、学修支援を充実させている。芸術学部では「工芸・デザイン基礎実習」「専門実習」をはじめ実習科目を中心に配置しており、建築学部では「建築設計導入実習」「建築設計基礎演習」など実習及び演習科目などに配置している。

SA を採用することによって、学生は、教員による指導に加えて、同じ学生という立場である先輩から課題の進め方やその他色々な内容について気軽にアドバイスを受けられるようにしている。合わせて、SA として授業に参加する学生にとっても、下級生の指導によって自身の習得した知識や技術を確認し向上させるとともに、コミュニケーション能力を養う契機となっている。

さらに、フィールドワークを行う授業や卒業研究の発表会等において、大学院生を TA として延べ 21 人を採用した。通常の授業では互いに触れる機会のない学部生と大学院生の間に繋がりができることにより、相互の学修支援上の効果が期待できる。

〔要配慮学生等への学修支援〕

授業出席回数の少ない学生、コミュニケーションが苦手な学生、心理的な問題を抱える学生等学修支援が必要な学生は年々増加傾向にあり、担任教員または医務室が早期に把握し、それらの学生についての状況について、関係教職員と情報共有を図っている。

「障害者差別解消法」が改正され、令和６(2024)年４月より私立大学は合理的配慮の提供が「努力義務」から「義務」となり、配慮申請書を受理し教学委員会にて配慮内容を審議・決定し当該学生に配慮決定通知を交付するとともに、受講している全科目担当教員にも通知することとした。

配慮決定に基づき、各教科担当教員は座席位置の指定や授業資料の提供、別課題の設定、補講の実施等学生の状況に応じた学修支援を行っている。

(3) 3－2 の改善・向上方策（将来計画）

現在は、低学年を中心に不慣れな実習等へのサポートに重点を置いた学修支援体制となっている。

令和６(2024)年４月より「障害者差別解消法」が改正され、私立大学は合理的配慮の提供が「努力義務」から「義務」となった。

本学においても学生の中で障害（身体障害、発達障害、精神障害等）があり、配慮申請をした場合、合理的配慮を行うこととされているが、年々この人数が増加傾向にある。

これまでは座席位置の変更・課題提出期限の延長・体調不良時の医務室での対応等である。クラスアドバイザーや授業担当教員・医務室を中心とした教職員での対応であり、その配慮に際しTAやSAの活用を行っていない。

今後の改善･向上については要配慮学生への支援に関しTAやSAの活用が課題となるが、配慮申請内容も様々であり、障害内容も身体障害より発達障害や精神障害が多数であり、TAやSAにどのような支援が可能であるか検討していく必要がある。

(1) 3－3 の自己判定

「基準項目 3－3 を満たしている。」

(2) 3－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

〔キャリア開発プログラム〕

キャリアサポートセンターが中心となって、学生一人ひとりが自分に適した職業観を確立できるよう、次のような「キャリア開発プログラム」を企画・運営し、初年次から卒業までの一貫した支援を行っている。

キャリア開発プログラム

年次	事　　項	摘　　要
１年次	自己発見レポート	普段の生活を明文化することで自身を再認識し、将来への目標づくりに活用するためのレポート（グループ面談資料）を提出。
	グループ面談	自己発見レポートを通して、大学及び大学外の生活に順応できているか確認、教養・演習・実習の履修状況確認及び指導とGPA

		についての説明。
	個人面談	教養・演習・実習の履修状況と GPA の確認及び指導、現時点でのコース希望・分野と進学先・就職先の確認などを行います。
	ポートフォリオ講座	建築系やデザイン、工芸系の企業や事業所では、採用選考時にポートフォリオ（作品集）の提出を求められる場合があります。ポートフォリオを作成する意味や作成方法を説明し、１年生のうちから準備を進めてもらいます。
2 年次	個人面談	教養・演習・実習の履修状況と GPA の確認及び指導。インターンシップを控えて進学先・就職先や就職活動についての確認。
3 年次	就職ガイダンス	企業の求人活動は多様的です。就職スケジュール、求人情報など就職に関する諸事項をガイダンス。
	キャリア支援講座Ⅰ	前期に開講。職業観・勤労観を培い、自己分析、企業研究、コミュニケーション能力の育成を図ります。また、インターンシップ履修者には本講座の中で事前学習等を実施。
	キャリア支援講座Ⅱ	後期に開講。就活開始に向けて SPI、エントリーシート、履歴書の書き方など実務的な演習を行います。また、インターンシップ履修者には、事後学習を行います。
	進路面談	教養・演習・実習の履修状況と GPA の確認及び指導、インターンシップを終えて２年生へのアドバイスや就職先・就職活動について確認を行います。
4 年次	進路面談	学修状況の確認及び指導をするとともに、就職先や就職活動についてより具体的に確認を行い、就職に繋がるように指導します。

〔資格取得支援〕

本学での資格取得に向けた取り組みを、「キャリアサポートプログラム」と称し以下のような資格取得支援を実施している。

・Wスクールプログラム
・二級建築士・木造建築士対策講座
・一級建築士試験対策講座
・インテリアプランナー資格対策講座
・インテリア設計士（2 級）資格対策講座
・色彩検定対策講座
・Illustrator クリエイター能力認定試験講座
・PhotoShop クリエイター能力認定試験講座
・TOEIC 対策

なお、近年の試験合格者の実績は次に示す表のとおりである。

資格取得実績（合格者数）

資　格　名	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
二級建築士 学科試験	45	72	90	108	83	74	57
二級建築士 設計製図試験	16	31	65	52	61	47	47
木造建築士 学科試験	37	76	87	107	100	81	63
木造建築士 設計製図試験	16	47	56	81	70	64	54
一級建築士 学科試験		1	0	0	2	4	3
一級建築士 設計製図試験		0	0	0	0	3	3
インテリアプランナー 学科試験	54	82	95	116	95	83	65
インテリアプランナー 設計製図試験	0	3	12	11	7	10	5
2級インテリア設計士	18	30	31	27	21	28	14
色彩検定2級	77	101	91	71	54	40	46
色彩検定3級	42	24	17	14	14	31	34
Illustrator®クリエイター能力認定試験 スタンダード	10	17	21	62	30	8	15
Illustrator®クリエイター能力認定試験 エキスパート		5	10	16	16	20	5
PhotoShop®クリエイター能力認定試験 スタンダード	17	10	16	39	15	5	6
PhotoShop®クリエイター能力認定試験 エキスパート		3	6	5	10	4	6

〔キャリア形成科目〕

本学では、職業選択や卒業後の社会生活を視野に入れ、幅広い知識を段階的に身につけることを目的として、キャリア形成科目を導入している。

１年次開講の「メディアリテラシー」では、インターネットをはじめとする各種情報を正しく理解し発信する能力を育成し、１年次・３年次開講の「しごと論」では、様々な職種の講師を迎え仕事に向かう姿勢を再認識させ「インターンシップ」では、３年次前期に社会人マナー研修、実習先マッチング、実習計画等の作成を行い、夏季休暇中に実習を実施し３年次後期に成果発表会を開催します。

また、単位を付与する科目ではないが、３年次に「キャリア支援講座」を開講し企業研究、時事問題、面接対策等を行っている。

3-3-②キャリア支援体制の整備

学生のキャリア教育及び就職に向けた支援としては、キャリアサポートセンターを中心に、キャリア委員会及び資格部会により体制整備しており、就職、進学、資格取得のほかキャリア開発プログラム、キャリア形成科目、資格取得対策講座を実施している。

指導教員全員とキャリアサポートセンターと協働で学生の主に就職活動を支援するために、キャリア委員会で個々の学生の就職活動や内定状況の情報共有を行い、学生の状況に応じキャリアサポートセンターでの面談を促す場合もある。

キャリア委員会の資料の抜粋を下記に掲示するが、このように詳細な就活状況を共有しキャリア支援を行っている。

〇〇期生 就活状況

氏 名	資格取得状況			活動状況	決定先
	二級	木造	IP		
□□　□□	〇	〇		ディスプレイ業界設計希望、6/2に〇〇社グループ面接、6/9に個人面接、〇〇クリエイツ書類通過、6/3までにwebテスト、〇〇社書類×、〇〇社、〇〇社にエントリー（6/25）▽6/10〇〇社２次面接→通過すれば7/7最終面接、〇〇クリエイツ筆記通過→6/14に２次web面接、〇〇社筆記通過→6/15に１次面接（6/10）▽〇〇社2次通過→7/7に課題プレゼン（6/17）▽〇〇社、〇〇社に内定、7/28〇〇クリエイツ最終面接（7/19）▽〇〇社内定、決定（7/30）	〇〇社
□□　□□	〇	〇		〇〇林業インターンにエントリー（1/14）→〇〇ハウス（住宅系意匠設計職）１次通過（6/7）▽6/24に〇〇工務店最終面接(6/17)▽〇〇工務店内定、就活は継続（6/27）▽〇〇林業（建築技術職）に内定・決定（7/9）	〇〇林業（建築技術職）
□□　□□	〇			テレビ美術、中小も視野、沖縄の窯元も▽6/2に〇〇社面接（5/10）〇〇美術一次面接通過し6/22にオンラインで二次面接（6/7)▽〇〇美術最終面接×（6/23）全国の窯元を調べている（7/23）〇〇焼の窯元に接触、採用に向けて引き続き活動（8/25）〇〇窯（愛媛県）内定（10/9）	〇〇窯
□□　□□				〇〇システムズ（〇〇堂系ゲーム会社、UI,グラフィックデザイナー）に内定→決定（6/25）	〇〇システムズ

キャリアサポートセンターの教職員はセンター長以下３人である。日々の活動を通して得られた情報や学生の内定情報等は、月に１回開催するキャリア委員会で報告している。

インターンシップや求人情報を開示するほか、３年次生を対象に週１回、「キャリア支援講座」を開講している。企業・業界研究の進め方やエントリーシート、履歴書の書き方指導、面接や筆記試験などの対策を実施。学生には基本的な知識や心構えなどをまとめた「就活ハンドブック」を配付し、就職に対する意識と意欲が高まるよう努めている。

一方で、積極的に企業からの訪問を受けたり訪問したりしながら情報収集や企業との関係強化にも努め、適正な就職先の確保に力を注いでいる。

（1）3－4 の自己判定

「基準項目 3－4 を満たしている。」

（2）3－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①学生生活の安定のための支援

〔学生支援のための体制について〕

本学の学生支援体制については、オフィスアワー・クラスアドバイザーと事務局、医務室が連携し、教員と職員が協働して学生生活、経済支援、健康相談等に対応している。

医務室には学生の心身の健康を保持するために看護師やカウンセラーを配置し、学生生活への健康支援や適応支援、障害学生の修学支援、メンタルヘルスや学生生活全般に関する相談等を行っている。

事務局を中心とする学生サービスとしては、学生証発行、課外活動支援、奨学金、学籍異動、通学定期、遺失物、拾得物等の学生生活全般について学生支援を行っており学生便覧に掲載し周知している。

オフォスアワーやクラスアドバイザーは履修相談や学生生活全般の相談に対応し、内容に応じ事務局や医務室と連携する体制を整備している。また、医務室が主導して学校医による健康相談を令和 8(2026)年度から開始した。

〔奨学金等による経済支援〕

本学では、学生への経済的支援として入学時に係る経費負担の軽減を目的とし、「総合型選抜入試教育支援奨学金」として 15 万円「専門学科・総合学科特別推薦入試奨学金」として 15 万円「ファミリー入学奨学金」として 15 万円を給付している。

なお、令和２年度から導入の「高等教育修学支援新制度」により住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯の学生が日本学生支援機構給付奨学生となり、授業料減免の対象となった。

給付奨学生の推移は次のとおりで、年々増加している。

また、従来からの貸与奨学金の利用状況の推移も併せて増加している。

給付奨学生の推移(年度末人員)

支援区分	令和３年（2021)度	令和4年（2022)度	令和5年（2023)度	令和6年（2024)度	令和7年（2025)度
Ⅰ	57	75	120	97	163
Ⅱ	27	37	44	30	67
Ⅲ	9	12	25	28	40
Ⅳ				7	55
多子世帯のみ					83
計	93	124	189	155	408
				区分外 10名	区分外11名

貸与奨学金利用者の推移

奨学金種別	令和３年（2021)度	令和4年（2022)度	令和5年（2023)度	令和6年（2024)度	令和7年（2025)度
Ⅰ種	155	188	211	214	189
Ⅱ種	290	309	310	286	295
計	445	497	521	500	484

（1）3－5 の自己判定

「基準項目 3－5 を満たしている。」

（2）3－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学は、平成 24(2012)年度に京都園部キャンパスを開学した後、新たなキャンパス構想に平成 27(2015)年度から取り組み、平成 29(2017)年度 4 月には京都市内の新キャンパスとして京都東山キャンパスを開設した。

京都園部キャンパスは、本学及び京都建築大学校と京都伝統工芸大学校の 2 つの専門学校から構成されており、ＪＲ嵯峨野線の園部駅西側に位置し、西口駅前広場から直接アプローチできる。校地面積は 85,416m^2 である。本学院開設以来、校地の整備にあたっては常に周辺環境との調和と、景観への配慮を行ってきた。傾斜地の緑化や既存の樹木を残す工夫を重ねた結果、緑に包まれた環境が維持されている。キャンパス内の丘陵の頂と 8 号館の東側には学生が自由に使用できる共用の運動場として、8，799m^2 のスペースを確保している。

また、京都東山キャンパスの校地は貞教小学校跡地であり、面積は 9,711m² と比較的コンパクトである。キャンパス内には新築建物（3 階立ての西館及び南館、4 階立ての東館）と小学校をリフォームした既存建物（北館）が天然芝の中庭を取り囲むように配置されている。

＜施設概要一覧＞

建物	フロア	主要施設
西館	1F	鴨川ギャラリー、事務局、医務室、応接室、会議室、シアター
	2F	キャリアサポートセンター、アクティブラーニングゾーン、学長室、芸術学部教員室、ゼミ室
	3F	デザインラボ、撮影室
北館	1F	大学院研究室、大学院スタジオ、演習室、工作機械室、陶芸実習室、焼成室
	2F	デザイン演習室、演習室、工作機械室、木工実習室、木彫刻実習室
	3F	ゼミ室、デザイン演習室、漆芸実習室
東館	B1	グランドホール
	1F	ラウンジ
	2F	大講義室、建築学部教員室
	3F	大講義室、演習室
	4F	オープンラボ
南館	1F	カフェテリア、中教室
	2F	図書室、ゼミ室
	3F	演習室、KYOBIホール

本学のキャンパスは、太陽光などの自然エネルギーや、自然光、自然通風などを活用し「環境への配慮」を行っており、建物内外、キャンパス随所に教員、学生の作品を展示するなど「キャンパス全体が美術館」をコンセプトに、校舎は明るく落ち着いた印象を与えるデザインと色彩・内装の統一感を持たせている。

北館では旧貞教小学校の建物をそのままにリノベーション（耐震工事を含む）したもので、随所に懐かしい小学校の名残がうかがえる。

また、キャンパス全体に無線 LAN が整備されており、PC を使った授業でも快適に利用できる環境を整備している。

3-5-②図書館の有効活用

本学図書館は京都東山キャンパス本館と京都園部キャンパス分館の２館で構成されており、両キャンパス相互に訪問利用、取り寄せ利用共に可能である。京都東山キャンパス図書館は建築・美術工芸・デザイン分野を中心とした専門書を中心に所蔵しており、雑誌や国立国会図書館の「図書館向け資料デジタル化送信サービス」や他大学資料の取り寄せ

など様々なサービスを利用することができる。
令和６(2024)年度までの５年間の貸出冊数・閲覧者数は、下表のとおりである。

近年の貸出冊数･閲覧者数状況

区　　分	貸出冊数（冊）	閲覧者数（人）	備　考
令和元(2019)年度	4,740	31,185	
令和2(2020)年度	3,920	19,895	
令和3(2021)年度	5,481	22,924	
令和4(2022)年度	5,261	24,857	
令和5(2023)年度	4,972	23,399	
令和6(2024)年度	4,941	24,567	
令和7(2025)年度	4,736	24,569	

令和 7(2025)年度の開館日数は、東山本館は 237 日・園部分館は 232 日、また年間受入図書の冊数は本館・分館合算で購入：463 冊、寄贈：97 冊となっている。

3-5-③施設・設備の安全性・利便性

京都東山キャンパスの建設工事に際して、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例第７条第２項の規定に基づき協議を行ってきた。協議を通して、廊下、階段、便所、及び敷地内の仕上げ、設備についてバリアフリー整備状況を申請した結果、検査済証を受けたのと同時に、「みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク交付基準に適合した対象建築物」に認定された。

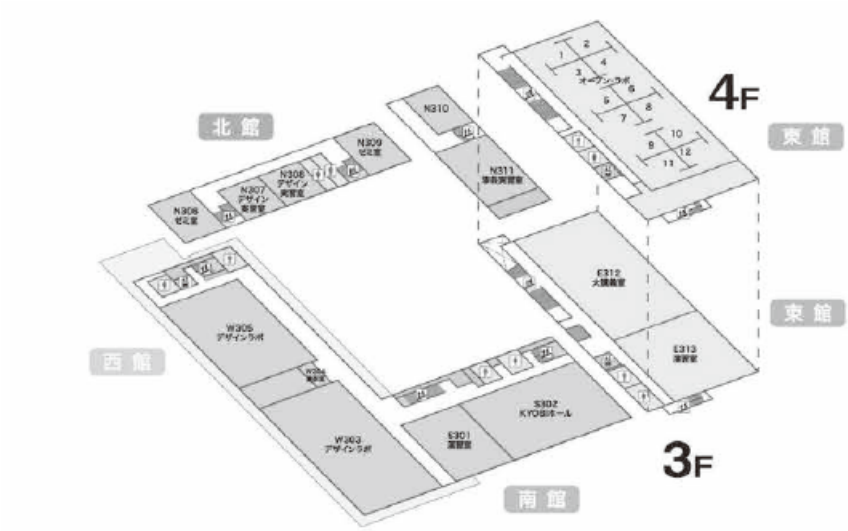
本学では、肢体障害のある学生を受け入れた実績は無いが、施設整備としては、南館に自動扉が、西館、東館に身障者用トイレ及び身障者仕様で緊急時にストレッチャーが利用可能なエレベーターを設置しており、東館にはスロープを整備するなど、バリアフリー化に取り組んでいる。

授業を行う教室は、講義室、演習室及び実習室に大別される。講義室と演習室については、実施する授業の内容や学生数により、使用する教室を適正に選択して時間割に組み込んでいる。本学の時間割は、資格取得に必要な科目を中心に選択科目の履修に一定の制約があるので各授業の受講学生数を事前に予測しやすいものとなっている。したがって大幅な受講学生数の見込み違いが発生しないため、適切に管理されている。

京都東山キャンパスは、JR「京都」駅から徒歩 15 分または京阪本線「七条」駅下車６番出口すぐの立地にあり、京都の中心部にあり大阪・奈良・滋賀等の近隣府県からのアクセスも良く、また「清水焼」や「工芸品」の工房や「京都国立博物館」、「三十三間堂」や「豊国神社」、からも近く美術工芸や伝統建築を学ぶ学生にとって、教育研究にふさわしい環境となっている。

学生便覧に掲載の東山キャンパスフロアマップは、次ページのとおり。

京都東山キャンパスフロアマップ







基準４ 教育課程

4-1　単位認定、卒業認定、修了認定
4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知
4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

4-2　教育課程及び教授方法
4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
4-2-④教養教育の実施
4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

4-3　学修成果の把握・評価
4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用
4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

（1）4－1 の自己判定

「基準項目 4－1 を満たしている。」

（2）4－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の目的は、「学則」第１条に示しており、「学生便覧」やホームページ等で公開しており、大学院の目的は、「大学院学則」第１条に示しており、「大学院履修の手引き」やホームページで公開している。

本学では、これらの目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定しており、「日本の歴史文化を修得理解」や「伝統の継承」と掲げており、大学院でも同様に「日本の歴史文化の修得理解」や「伝統の継承」と掲げていることから、ディプロマ・ポリシーが本学の教育目的を踏まえていることが明らかである。

ディプロマ・ポリシーは、大学運営会議、研究科委員会での審議を経て策定し、ホームページ等で公開している。

4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し学部については「シラバス」「学生便覧」で、大学院については「大学院履修の手引き」

で公表している。なお、本学では進級基準は設けていない。

〔単位認定基準〕
単位認定基準は、授業科目ごとに「シラバス」に「到達目標」「成績評価」として明記しており、更に「学生便覧」には成績評価に関して秀・優・良・可の「評価点」「評価基準」も公表するとともに、単位認定を認めている。また、本学では「履修規程」によりGPA(Grade Point Average)も定めており、学生の学修意欲を高めるとともに、教員による適切な学修指導に役立てている。

〔卒業認定基準〕
卒業認定基準は「学則」第48条に「学部の修業年限を満たし、履修規程に定める各学部の授業科目区分に掲げる単位数を含め、合計124単位以上を修得した者」と定めている。各学部の履修については、カリキュラム・ポリシーに基づき設定され、各授業科目はディプロマ・ポリシーを踏まえている。したがって、本学の卒業認定がディプロマ・ポリシーに基づいて行われていると言える。

〔修了認定基準〕
大学院の修了認定基準は、「大学院学則」第33条に「大学院の修業年限を満たし、又は委員会の議を経て学長が決定した年限以上在学し、履修規程に定める授業科目の単位を履修方法に従い、計30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は修士設計の審査及び試験に合格した者」と定めている。「履修の手引き」に記載のシラバスでは「授業概要」や「到達目標」を提示しており、ディプロマ・ポリシーに基づいて行われていることが判る。

(3) 4－1の改善・向上方策（将来計画）
ディプロマ・ポリシーとそれに関連する授業科目で、シラバスに「到達目標」「成績評価」として明記している。ただし、非常勤講師を含む全教員や学生の間で、充分に理解されているとは言い難い。今後非常勤講師に対しては講師会議を活用し、学生に対しては、オリエンテーション等で理解を促していく。

(1) 4－2の自己判定
「基準項目4－2を満たしている。」

(2) 4－2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
カリキュラム・ポリシーについては、大学全体の教養教育科目、専門教育科目及びその他必要な科目による教育課程の編成について策定している。さらに、学部ごとに教養教育科目、専門教育科目による教育課程の編成について策定している。大学院については１専攻であるので、全体の芸術科目、専門特論科目、専門研究科目による教育課程の編成につ

いて策定しており、教授会、研究科委員会、大学運営会議の審議を経て承認されている。

カリキュラム・ポリシーの周知については、「学生便覧」・「大学院履修の手引き」ホームページ等で公開している。

4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーに掲げる「建築や芸術に関する幅広い知識、技能」「社会の発展に貢献するための課題解決力、伝統から革新を生み出す構想力」「多様な人々と協働するための協調性、コミュニケーション力」を育成するため、カリキュラム・ポリシーは、

1) 教養教育科目、専門教育科目及びその他必要な科目を体系的に編成する。
2) 教育目的に合わせて、講義、演習、実習等を適切に組み合わせる。
3) 職業実践的な教育内容や、協調性やコミュニケーション力を高める教育内容を適切に盛り込む。

と定めており、大学院に関しては、ディプロマ・ポリシーに掲げる「建築デザインに加え、施工や歴史文化、あるいは建築関連法規などの建築に関する高度で幅広い知識、技能」「建築は単体の作品ではなく文化そのものであり、また多くの人々の協力の中から作品が生まれるという観点から、多様な人々と協働するための協調性、コミュニケーション力、表現力」を育成するため、カリキュラム・ポリシーは、

1) 芸術科目、専門特論科目及び専門研究科目を体系的に編成する。
2) 教育目的に合わせて、講義、演習、実習等を適切に組み合わせる。建築全般に関わる教育だけでなく、建築デザイン領域と伝統建築領域の特徴に沿った適正な教育プログラムを領域ごとに編成し実施する。
3) 建築デザインや施工、あるいは文化財の保存修復など建築関連のものづくり世界で活躍するための実践的な教育内容、あるいは協調性やコミュニケーション力・表現力等を高める教育内容を適切に盛り込む。
4) 現物の建物の調査や視察を体験する中で、その持っている意味をより深く理解し、新しいものづくりへ展開させる。

となっていることから、学部、大学院ともディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの一貫性について明記している。

4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

大学では、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を体系的に編成し、実施しており、新入生オリエンテーション時に「学生便覧」を用いて周知している。

大学の「学生便覧」には、学部ごとのカリキュラム・ポリシーや卒業要件単位表、開設授業科目表とともに学科、領域ごとに「履修モデル」を明示している。

大学院でも同様に、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を体系的に編成し、実施しており、「履修の手引き」にカリキュラム・ポリシーや修了要件単位数、教育課程の概要とともに「履修モデル」を明示している。

学部、大学院とも履修モデルを提示することで学修の進め方を体系的に示している。

4-2-④教養教育の実施

本学の教養教育科目について、教養科目、伝統文化科目、コミュニケーション科目、キャリア形成科目で構成されている。芸術学部、建築学部とも教養科目 18 科目、伝統文化科目 7 科目、コミュニケーション科目 7 科目、キャリア形成科目 7 科目を開設している。

両学部とも、卒業要件単位数 124 単位のうち、教養教育科目の卒業要件単位数を 42 単位(33.8%)と定めて、卒業までに教養的素養が十分に身に付くようになっている。

〔教養科目〕

「教養科目」では、大学生としての教養を身につけるべき知識・教養を、ディプロマ・ポリシーに掲げる「建築や芸術に関する幅広い知識、技能」に沿って修得するために設けられている。

〔伝統文化科目〕

「伝統文化科目」では、本学の教育目的である「我が国の伝統と文化を尊重し、その継承と文化の創造を担う有為な人材育成」に沿った科目群であり、地元京都の歴史・文化や現状を知るとともに、「伝統芸術入門」では我が国の文化である、茶道・華道・書道を実践する授業を展開している。

〔コミュニケーション科目〕

「コミュニケーション科目」では、「英語コミュニケーション」等の語学系や「情報基礎演習」ではインターネット上でのコミュニケーションについて学ぶなどカリキュラム・ポリシーである「職業実践的な教育内容、協調性やコミュニケーション力を高める」に沿った授業内容で実施している。

〔キャリア形成科目〕

「キャリア形成科目」では、「しごと論」では各業界で活躍中の方がオムニバスで仕事の内容や裏話などを講演頂き職業選択の参考とし「社会活動」では地域住民の活動や寺社の祭事等に参加し、カリキュラム・ポリシーである「職業実践的な教育内容、協調性やコミュニケーション力を高める」に沿った授業内容で実施している。

また、本学は数理・データサイエンス・AI に関する知識・技能に対応するため、令和６年度より「データサイエンス・AI 教育プログラム」を開始し、令和 7 年度に文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル)」に申請した。令和 7 年度の修了者数は、芸術学部 76 名、建築学部 160 名となった。

なお、令和 7 年 11 月に学生の「生成 AI の取り扱いに関する指針」を定め、学修や研究活動における生成 AI の利活用に対する注意喚起のため指針を学生便覧に掲載した。

4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

教授方法の工夫・開発と効果的な実施について、建築学部では演習科目においてフィールドワークにより京都の街なみや町屋づくりの民家、寺院・仏閣などを直接見て・触れることで、当該演習科目の効果を高めることを目的としている。

芸術学部では、「プロジェクト演習」において PBL（Problem Based Learning）の授業

形態を導入し、「問題解決型授業」として企業や自治体からの課題に対し、プロジェクト等を主体的かつ積極的に取組めるように配慮、教育効果が上がるよう教授法に工夫がなされている。またこれによる成果物は、展示や利用といった形で社会に公表される場合もあり、取り組んだ学生の達成感や自信にも繋がる。

また平成 29(2017)年度から学生のノート PC 必須化により、講義科目を中心に学生への資料や課題の提示、レポート提出のオンライン化など、Google Classroom の活用による効果的な実施を行っている。

(3) 4－2 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程については、カリキュラム・ポリシーに則って計画的に編成されていると言えるが、ディプロマ・ポリシーと同様、非常勤講師を含む全教員や学生の間で、充分に理解されているとは言い難い。今後非常勤講師に対しては講師会議を活用し、学生に対しては、初年次セミナーやオリエンテーション等で理解を促していく。

また、教授方法についても要配慮学生対応として、授業出席困難な学生へのフォローとして、授業コンテンツの制作及びコンテンツ Library の整備が今後の課題である。

(1) 4－3 の自己判定

「基準項目 4－3 を満たしている。」

(2) 4－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果についてであるが、前述の「3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定」「3－2　教育課程及び教授方法」において、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿って各授業科目が設定されていることについて既に説明してきたところである。ここでは、各授業科目の評価方法が具体的にどうなっているかについて説明していく。

授業評価については、授業ごとに「シラバス」に「到達目標」「成績評価」についての記載があり、これに従い授業を実施し評価を行っている。

また、三つのポリシーを踏まえた学修成果について、卒業後の進路も評価する指標のひとつと考える。令和 7(2025)年度卒業生の進路について、学校基本調査の資料を基に見ると、職業就職者数で見ると美術工芸学科就職者数 56 名中 9 名(16.1%)が建築関係へ、14 名(25.0%)がデザイン関係に就職している。建築学科では就職者数 143 名中 124 名 (86.7%)が建築関係に就職しており、ディプロマ・ポリシー「建築や芸術に関する幅広い知識、技能」を修得し、社会に巣立ったと言える。

シラバス

KYOBI
京都美術工芸大学

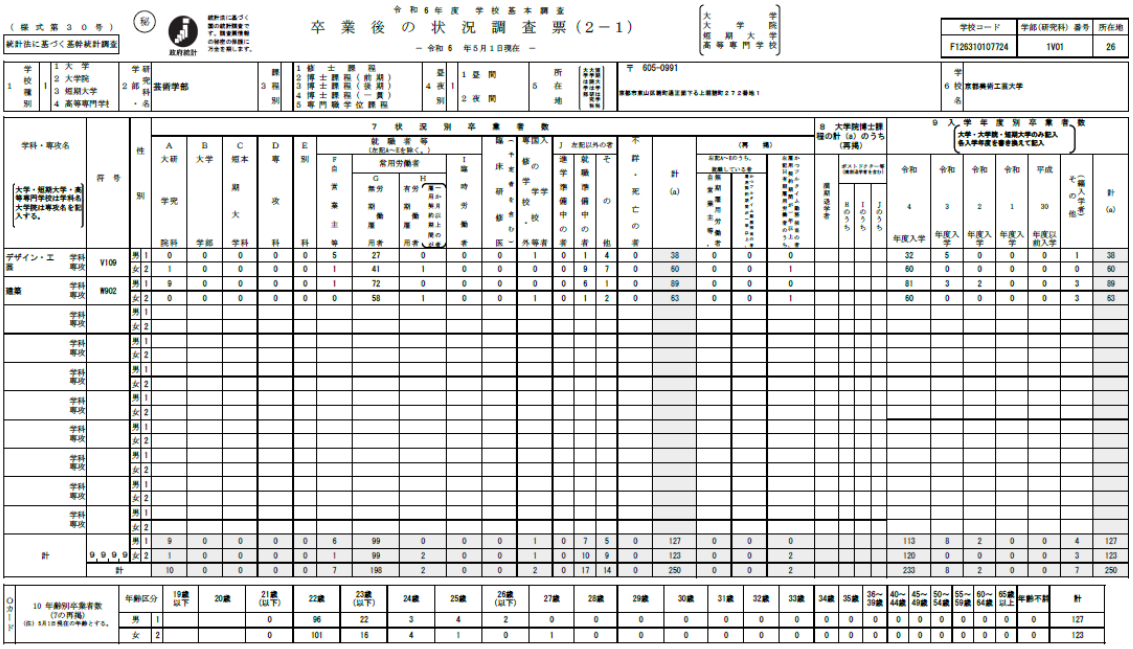
講義名	デザインと法規		
講義開講時期	後期	講義区分	講義
基準単位数	2		
科目分類名	専門教育科目		
科目分野名	美術工芸科目　基幹科目		
配当年次	2		
必修選択区分	選択		

担当教員

職種	氏名	所属
	◎ 松井　宏記	

到達目標	社会において、デザイン関係の活動をする上で、1どんな問題が起こり得るか、2問題が起きたらど到達目標 のように専門家に相談したら良いのか、3問題はどのような流れで解決されるか、について大まかに知って欲しい。(自分で解決できるようになる必要はありません。)
授業概要	近年、デザインの創作や利用にあたって、法律面でのケアが重要となっている。他人のデザインを加工する場合、作品を事業に用いる場合など、場面ごとにケアする内容も異なる。 本講義では、デザインが直接問題となる法律(意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法)を扱 う。制度の基礎から、各制度での効果的な権利取得方法などを事例を交えて解説する。 本科目は工芸学部ディプロマシーのIに該当する。
授業計画 授業内容	全15回 第1回 オリエンテーション:デザインと知的財産の関係について 第2回 意匠法1:意匠法の基本的内容について 第3回 意匠法2:意匠法の具体的内容について 第4回 意匠法3:意匠権の活用方法について 第5回 意匠法4:意匠権の権利行使、意匠調査のやり方等について 第6回 商標法1:商標法の基本的内容について 第7回 商標法2:商標法の具体的内容について 第8回 商標法3:商標権の活用方法について 第9回 商標法4:商標権に関する事件の紹介 第10回 意匠法・商標法まとめ 第11回 著作権法1:著作権法で守られる権利について 第12回 著作権法2:著作権侵害について 第13回 著作権法3:著作権の利用について 第14回 不正競争防止法:不正競争防止法の内容について 第15回 まとめ
成績評価	試験および出席回数にて評価を行う
教科書	なし。
参考書　参考資料	講師作成のテキストを毎回の授業で配布 (ダウンロード)
予習・復習指導	一講義 (1 コマ) に対して4.5 時間の予習復習をすること。 (具体的な内容) 法律の基本的な内容を理解し、法律と自分との関わりを考え、さらに、日々生活やデザインをする場で自分はどのようにすべきかを考えること。
課題に対するフィードバックの方法	小レポートや質問のフィードバックを講義の中で行う。
教員の実務経験	弁理士登録23年
科目ナンバリング	COM-MA204L

令和7度学校基本調査



令和６年度　学校基本調査　卒業後の状況調査票（２－１）　－令和６年５月１日現在－

学校コード F126310107724　学部（研究科）番号 1V01　所在地 26

学校種別 1 大学　学部・研究科名 芸術学部　課程別 1 修士課程　学生の区分 1 昼間　所在地 〒605-0991 京都市東山区鞘町通五条下る上堀詰町２７２番地１　学校名 京都美術工芸大学

学科・専攻名（大学・短期大学・高等専門学校は学科名、大学院は専攻名を記入する。）	符号	性別	A 大学院 研究科	B 大学 学部	C 短期大学 学科	D 専攻科	E 別科	7 状況別卒業者数 就職者等（左記A～Eを除く。） F 自営業主等	G 常用労働者 無期雇用者	H 常用労働者 有期雇用者（雇用契約の期間が1年以上見込まれる者）	I 臨時労働者	臨床研修医（医科大学（医学部）の学生を含む。）	帰国入学者（大学（学部）・短期大学・高等専門学校）	J 左記以外の者 進学準備中の者	就職準備中の者	その他	不詳・死亡の者	計(a)	（再掲） 左記A～Eのうち、就職している者	左記A～Eのうち、臨時労働者又は一時的な仕事に就いた者	左記A～Eのうち、雇用契約の期間が1年未満の常用労働者及び臨時労働者	8 大学院博士課程の計（a）のうち（再掲） 進学者	ポストドクター等（博士課程修了者を含む）	上のうち	上のうち	9 入学年度別卒業者数 大学・大学院・短期大学の外部入学年度を書き換えて記入 令和 4 年度入学	令和 3 年度入学	令和 2 年度入学	令和 1 年度入学	平成 30 年度以前入学	大学の編入学者	計(a)
デザイン・工芸 学科 専攻	V109	男 1	0	0	0	0	0	5	27	0	0	0	1	0	1	4	0	38	0	0	0					32	5	0	0	0	1	38
		女 2	1	0	0	0	0	1	41	1	0	0	0	0	9	7	0	60	0	0	1					60	0	0	0	0	0	60
建築 学科 専攻	W902	男 1	9	0	0	0	0	1	72	0	0	0	0	0	6	1	0	89	0	0	0					81	3	2	0	0	3	89
		女 2	0	0	0	0	0	0	58	1	0	0	1	0	1	2	0	63	0	0	1					60	0	0	0	0	3	63
学科 専攻		男 1																													
		女 2																													
学科 専攻		男 1																													
		女 2																													
学科 専攻		男 1																													
		女 2																													
学科 専攻		男 1																													
		女 2																													
学科 専攻		男 1																													
		女 2																													
学科 専攻		男 1																													
		女 2																													
学科 専攻		男 1																													
		女 2																													
学科 専攻		男 1																													
		女 2																													
計	9,9,9,9	男 1	9	0	0	0	0	6	99	0	0	0	1	0	7	5	0	127	0	0	0					113	8	2	0	0	4	127
		女 2	1	0	0	0	0	1	99	2	0	0	1	0	10	9	0	123	0	0	2					120	0	0	0	0	3	123
		計	10	0	0	0	0	7	198	2	0	0	2	0	17	14	0	250	0	0	2					233	8	2	0	0	7	250

Q カード　10 年齢別卒業者数（万が男女）（注）3月1日現在の年齢とする。

年齢区分		19歳以下	20歳	21歳（以下）	22歳	23歳（以下）	24歳	25歳	26歳（以下）	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	年齢不詳	計
男	1			0	96	22	3	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	127
女	2			0	101	16	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	123

4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

学修成果の点検・評価にあたっては、まず「修業年限卒業率」「就職率」を基に検証していく。

〔標準修業年限卒業率〕

卒業生のうち標準修業年限の４年で卒業できた割合を見ることで、教育課程が問題なく機能しているかを測っている。

令和６(2024)年３月卒業生のうち令和２年(2020)４月に入学した者の比率がデザイン・工芸学科で 80.7%、建築学科で 84.9%となっている。

令和７(2025)年３月卒業生のうち令和３年(2021)４月に入学した者の比率がデザイン・工芸学科で 77.4%、建築学科で 84.4%となっている。

本点検結果は、学修指導等の改善の際に活用している。

〔標準修業年限就職率〕

就職率は、企業や官公庁、工房等へ就職を希望した卒業生のうち、実際に就職できた者の割合である。これらを通して、学生が本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿って能力を身につけ、進路決定できたかどうか測っている。

令和６(2024)年３月の卒業生の内定率は、芸術学部デザイン・工芸学科が 89.6%、建築学科が 95.8%、大学院が 100%であった。

令和７(2025)年３月の卒業生の内定率は、芸術学部デザイン・工芸学科が 94.2%、建築学科が 96.9%、大学院が 100%であった。

１０期生内定率（2025卒）

	在籍者	就職支援対象者	内定者	内定率	対象外の内訳
伝統工芸（陶芸）	6	6	6	100.0%	
伝統工芸（漆芸）	3	1	1	100.0%	**その他 2名**
伝統工芸（木工）	7	6	6	100.0%	留年 1名
伝統工芸（彫刻）	6	5	5	100.0%	**その他 1名**
デザイン	68	51	47	92.2%	**大学院希望 2名**、専門学校進学希望 1名、休学 1名 退学 1名、作家希望 1名、家業継承 1名、**その他 10名**
デザイン・工芸学科	90	69	65	94.2%	（9期生同時期 89.6%）
建築学科	155	130	126	96.9%	**大学院希望 17名**、専門学校進学 1名、休学 1名、 留年 2名、**その他 4名** （9期生同時期 99.3%）
合 計	245	199	191	96.0%	（9期生同時期 95.8%）

（対象外 46名）

大学院生内定率（2025卒）

	在籍者	就職支援対象者	内定者	内定率	対象外の内訳
建 築	7	6	6	100.0%	留年 1名 （9期生同時期 100.0%）

（対象外 1名）

9期生内定率（2024卒）

	在籍者	就職支援対象者	内定者	内定率	対象外の内訳
伝統工芸（陶芸）	4	0	0	－	専門学校進学希望 1名、作家活動 1名、その他 2名
伝統工芸（漆芸）	7	5	5	100.0%	学業優先 1名、作家活動 1名
伝統工芸（木工）	10	9	9	100.0%	海外留学 1名
伝統工芸（彫刻）	5	2	2	100.0%	創作活動優先 1名 その他 1名
文化財	8	4	4	100.0%	家業継承 1名、学業優先 1名、その他 2名
デザイン	70	57	49	86.0%	専門学校進学希望 1名、創作活動優先 1名 その他 10名 家業継承 1名
デザイン・工芸学科	104	77	69	89.6%	（8期生同時期 96.4%）
建築学科	155	136	135	99.3%	大学院進学希望 7名、その他 9名、休学 1名 専門学校進学 1名、学業優先 1名 （8期生同時期 98.6%）
合 計	259	213	204	95.8%	（8期生同時期 98.0%）

（対象外 46名）

大学院生内定率（2024卒）

	在籍者	就職支援対象者	内定者	内定率	対象外の内訳
建 築	5	4	4	100.0%	家業継承 1名 （8期生同時期 100%）

（対象外 1名）

就職状況については、年度進行中の経過についても毎月開催されるキャリア委員会（全教員参加の Web 会議）において、各指導教員より学生の就活状況や内定獲得状況が報告され関係教職員に共有され、キャリア教育の改善に活用しているとともに、就職支援が必要な学生を把握するための資料となっている。

〇〇期生 就活状況

氏 名	資格取得状況			活動状況	決定先
	二級	木造	IP		
□□ □□	〇	〇		ディスプレイ業界設計希望、6/2に〇〇社グループ面接、6/9に個人面接、〇〇クリエイツ書類通過、6/3までにwebテスト、〇〇社書類×、〇〇社、〇〇社にエントリー（6/25）▽6/10〇〇社２次面接→通過すれば7/7最終面接、〇〇クリエイツ筆記通過→6/14に２次web面接、〇〇社筆記通過→6/15に１次面接（6/10）▽〇〇社2次通過→7/7に課題プレゼン（6/17）▽〇〇社、〇〇社に内定、7/28〇〇クリエイツ最終面接（7/19）▽〇〇社内定、決定（7/30）	〇〇社
□□ □□	〇	〇		〇〇林業インターンにエントリー（1/14）→〇〇ハウス（住宅系意匠設計職）１次通過（6/7）▽6/24に〇〇工務店最終面接(6/17)▽〇〇工務店内定、就活は継続（6/27）▽〇〇林業（建築技術職）に内定・決定（7/9）	〇〇林業（建築技術職）
□□ □□	〇			テレビ美術、中小も視野、沖縄の窯元も▽6/2に〇〇社面接（5/10）〇〇美術一次面接通過し6/22にオンラインで二次面接（6/7)▽〇〇美術最終面接×（6/23）全国の窯元を調べている（7/23）〇〇焼の窯元に接触、採用に向けて引き続き活動（8/25）〇〇窯（愛媛県）内定（10/9）	〇〇窯
□□ □□				〇〇システムズ（〇〇堂系ゲーム会社、UI,グラフィックデザイナー）に内定→決定（6/25）	〇〇システムズ

また学修指導等の改善に向けては、FD・SD 推進委員会が行う前期と後期に実施している授業に対する授業評価アンケートがある。

アンケート結果を集計した上で FD・SD 推進委員会が授業担当教員へ今後のフィードバック対応の改善策を文章で回答を求め、確認している。各教員は、この回答をもとに次年度の授業改善へと反映している。

4-3-②に関し行った「令和７年度の中途退学者・除籍者」に関する点検結果

令和７（2025）年度の中途退学・除籍者数は 50 人であり、これまでで最多となった。ここでは、直近５年間を対象に、中途退学・除籍者数の推移、中途退学した学年や理由などの詳細を調べることで、令和７年度の中途退学・除籍者数増加の背景の分析を試みた。

１．学部別の中途退学・除籍者数の推移

本学では､この５年の間に学部および学科の名称変更を実施しているが､以下では全て、現在の名称に揃えて集計を行うものとする。表１は５年間の中途退学・除籍者数である。令和７年度は、中途退学および除籍の人数が多くなっただけではなく、在籍者数に対する割合で見ても、4.73％と過去５年間で突出して高い割合になっている。

表１　中途退学・除籍者数と在籍者数に対する割合

	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)
中途退学・除籍者数	38	35	38	41	50
（在籍者数に対する割合）	3.87%	3.35%	3.64%	3.98%	4.73%
芸術学部	16	13	18	22	14
建築学部	22	20	20	18	35
建築学研究科	0	2	0	1	1
在籍者数（5/1時点）	982	1045	1043	1029	1058
芸術学部	972	382	397	387	382
建築学部	-	649	633	625	652
建築学研究科	10	14	13	17	24

中途退学者と除籍者を分けて集計したものが表２である。除籍者数は令和５年が３人と他の年より少ないが、他の４年間は６人または８人だった。割合で見ると少し違いがあるが、いずれも 1%未満の少数であり、顕著な傾向を読み取ることはできない。また、除籍の理由は基本的に学納金の不払いであり、中途退学とは状況が異なると考えられるため、以下では中途退学のみに着目した。

令和７年度の中途退学者数は 44 人で、この５年間で最も多い。内訳では、芸術学部の 14 人に対して建築学部が 30 人であり、令和７年度の人数が最多となったのは、建築学部の中途退学者数が前年の 15 人から 30 人へと倍増したことが要因であることがわかる。

建築学部の令和３年度から令和６年度までの間の中途退学者数は 15～18 人で、割合としても 2%台であったが、令和７年度は 30 人 4.6%となった。一方、芸術学部の中途退学者数は 10 人～20 人で、割合を見ると、令和５年度が 4.28%、令和６年度は 5.17%と高い割合であった。すなわち、大学全体では令和７年度が突出して中途退学者が多く、その要因は建築学部の中途退学者数の増加であると思われたが、学部ごとの割合を見ると、令和６年度までにも、4%を超える中途退学率の年度があったことがわかる。

表２ 中途退学者と除籍者とそれぞれの在籍者数に対する割合

	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)
中途退学者数	30	29	35	35	44
（5/1在籍者に対する割合）	3.05%	2.78%	3.36%	3.40%	4.16%
芸術学部	14	10	17	20	13
（5/1在籍者に対する割合）	-	2.62%	4.28%	5.17%	3.40%
建築学部	16	17	18	15	30
（5/1在籍者に対する割合）	-	2.62%	2.84%	2.40%	4.60%
建築学研究科	0	2	0	0	1
除籍者数	8	6	3	6	6
（5/1在籍者に対する割合）	0.81%	0.57%	0.29%	0.58%	0.57%
芸術学部	2	3	1	2	1
（5/1在籍者に対する割合）	-	0.79%	0.25%	0.52%	0.26%
建築学部	6	3	2	3	5
（5/1在籍者に対する割合）	-	0.46%	0.32%	0.48%	0.77%
建築学研究科	0	0	0	1	0

以上をまとめると、以下の通りである。

・ 令和７年度の中途退学者数と中退率は過去５年間で突出して多い。

・ しかし、過去５年間の学部ごとの中退率を見ると、令和７年度より中退率が高い年度は存在した。

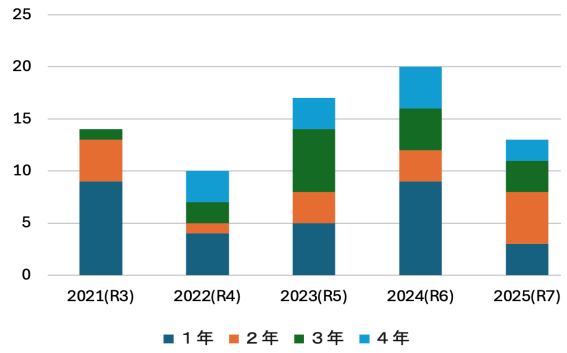
２．中途退学した年次別の集計

入学してからいつのタイミングで中途退学したのか、中途退学した年次ごとの人数を集計したものが表３、図１である。

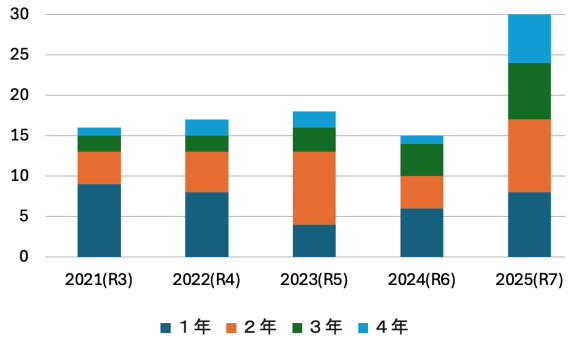
芸術学部では、令和３年度と令和６年度の１年次での退学が９人と多くなっているが、令和７年度の１年次での退学は３人であり、中途退学の年次ごとの明確な傾向を読み取ることはできない。専門分野とのミスマッチや、新しい住環境や大学生活への適応が困難といった理由から中途退学に至る場合は、１年次や２年次といった比較的早い年次で起こりやすいと考えられる。しかし、芸術学部の中途退学者数が比較的多くなった令和５年度および令和６年度は、２年次までの中途退学者に加えて、３、４年次でも中途退学者が一定数いたために、総数として多くなっていたことが読み取れる。

表３　中途退学者の中途退学時の年次

	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)
中途退学者数	**30**	**29**	**35**	**35**	**44**
芸術学部	**14**	**10**	**17**	**20**	**13**
１年	9	4	5	9	3
２年	4	1	3	3	5
３年	1	2	6	4	3
４年	0	3	3	4	2
建築学部	**16**	**17**	**18**	**15**	**30**
１年	9	8	4	6	8
２年	4	5	9	4	9
３年	2	2	3	4	7
４年	1	2	2	1	6
建築学研究科	**0**	**2**	**0**	**0**	**1**



芸術学部



建築学部

図１　中途退学時の年次別の集計グラフ

建築学部の場合は、令和３年度から令和５年度までは１年次、２年次の中途退学者が多く、３年次、４年次での中途退学者は比較的少ない。令和６年度は３年次の中途退学者が微増している。それに対して令和７年度は全学年次で中途退学者数が多くなっており、総数として多くなったことがわかる。１年次は８人で、２年次は９人と多いが、過去５年間を見ると、１年次の中途退学者は令和３年度が９人、令和４年度が８人であり、２年次の中途退学者は令和５年度が９人であることから、令和７年度だけが突出して多いわけではない。しかし、３年次は、令和６年度までは４人までであったところ令和７年度は７人、４年次は令和６年度までは２人までであったところ令和７年度は６人となっており、高学年次での増加が目立っている。

・ 芸術学部は、どの年次で中退するか明確な傾向は見られず、全年次で中退者が多かった年度があり、その年の中退率が高くなっていた。
・ 建築学部は、低年次での中退が多い傾向があったが、令和６年頃から３年次以降の中退が増え、令和７年度は全年次での中退者数が増えたことで総数が多くなった。

３．入学年度別の中途退学者数の集計

入学した年度ごとの中途退学者数を集計したものが表４である。４年次まで比較可能な令和３年度入学および令和４年度入学の、中途退学者数の入学者数に対する割合を見ると、芸術学部は令和３年度入学生で 19.2%と高くなっており、令和４年度入学生は 13.8%と少し低下している。建築学部は、令和３年度入学生は 10.8%と低く、令和４年度入学生では 16.6%と少し上昇している。

コロナ禍によって、本学では令和２年度前期に一斉にオンライン授業を導入した。令和３年度も一部オンライン授業を継続したが、令和４年度には完全に対面授業へとした。芸術学部では令和３年度入学の方が令和４年度入学よりも中退率が高いのに対して、建築学部では逆転していることから、コロナ禍やオンライン授業による顕著な影響は読み取ることはできない。

表４　入学年度ごとの中途退学者数と、入学者数に対する割合

芸術	1年次	2年次	3年次	4年次	年平均	合計	入学者数	割合
2021(R3)入学	9	1	6	4	5.00	20	104	19.2%
2022(R4)入学	4	3	4	2	3.25	13	94	13.8%
2023(R5)入学	5	3	3	―	3.67	11	100	11.0%
2024(R6)入学	9	5	―	―	7.00	14	102	13.7%
2025(R7)入学	3	―	―	―	3.00	3	97	3.1%

建築	1年次	2年次	3年次	4年次	年平均	合計	入学者数	割合
2021(R3)入学	9	5	3	1	4.50	18	167	10.8%
2022(R4)入学	8	9	4	6	6.75	27	163	16.6%
2023(R5)入学	4	4	7	―	5.00	15	154	9.7%
2024(R6)入学	6	9	―	―	7.50	15	159	9.4%
2025(R7)入学	8	―	―	―	8.00	8	196	4.1%

令和６年度入学の芸術学部、および令和６年度、令和７年度入学の建築学部の１年当たりの中途退学者数が７～８人と高い水準にあり、今後３年次、４年次に学年が進行した際の中途退学をいかに防ぐことができるかが重要となる。

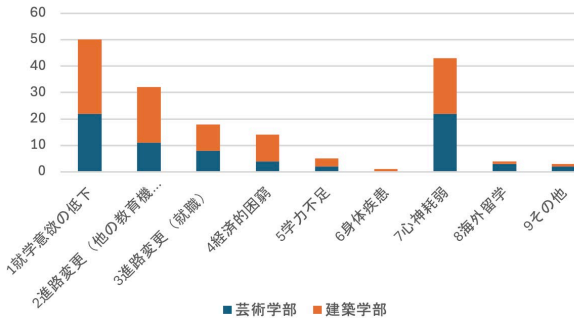
・最終的な中退率には、入学年度ごと、学部ごとにばらつきがある。
・特定の年度が特に中退率が高いというような顕著な傾向は見られない。

４．中途退学の理由

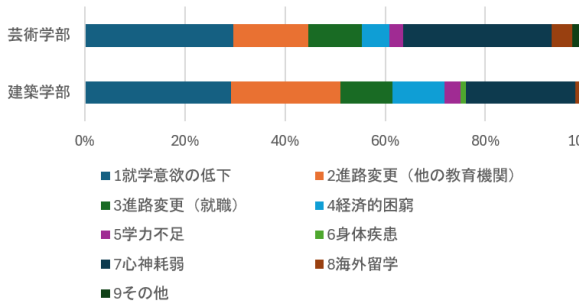
中途退学の理由別に集計したものが表５、図２である。最も多い理由は「就学意欲の低下」、次いで「心神耗弱」となっている。学部別の集計を見ると、芸術学部では「心神耗弱」がやや多く、建築学部では「進路変更（他の教育機関）」がやや多くなっている。

表５　理由別の中途退学者数

	1就学意欲の低下	2進路変更（他の教育機関）	3進路変更（就職）	4経済的困窮	5学力不足	6身体疾患	7心神耗弱	8海外留学	9その他	合計
理由別の中退者数	50	32	18	14	5	1	43	4	3	170
芸術学部	22	11	8	4	2	0	22	3	2	74
建築学部	28	21	10	10	3	1	21	1	1	96



（度数（人））



（割合）

図２　理由別の中途退学者数のグラフ

面談時の記録によると、「就学意欲の低下」「進路変更」の中にも、通学する気力が持てない、コミュニケーションが苦手、大勢の人がいる環境に慣れない、といった内容が含まれており、その結果、出席不良や成績不振に陥り、就学意欲の低下や進路変更に繋がっている状況が見られる。大学の授業の内容や制度、施設などといった大学側の要素に関係する顕著な要因を読み取れることは困難であることから、中途退学者の増加への対応として有効な方策は簡単には考えられない。個々の学生の状況に早期に対応し、個別の相談体制を整えるといった対策をこれまでも行っているが、その方向で継続的に対応していくことが重要と考えられる。

・中途退学の理由は、経済的理由や分野のミスマッチよりも、心神耗弱や就学意欲の低下が大きい。
・中途退学の防止には、個々の学生への相談体制の継続的な強化が重要である。

（3）4−3 の改善・向上方策（将来計画）

三つのポリシーに基づく学修成果の点検・評価は整っており、今後も引き続き行うとと

もに、定期的な見直しの機会を作る必要がある。そのためには、まず教員相互の授業参観や定期的に行っているFD・SD研修会等を通していっそうの浸透を図っていく。

また、授業評価アンケートに関してはフィードバックシートの提出など改善を促すための方策をとっているが、一方毎年前期・後期に受講科目全てについてアンケートを実施するため、学生側の負担が多いのが課題である。今後は、隔年実施や抽出科目等負担軽減を考えながら改善・実施していく。

［基準4の自己評価］

本学では、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、「学生便覧」や大学ホームページで周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し学部については「シラバス」「学生便覧」で、大学院については「大学院履修の手引き」で周知しており、その運用も適正に行っている。

また、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し「学生便覧」で、大学院については「大学院履修の手引き」で周知しており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は保たれている。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成し、実施している。

教養教育の実施については、「教養科目」「伝統文化科目」「コミュニケーション科目」「キャリア形成科目」を置き教養的素養が十分に身に付くようになっている。

教育方法の工夫・開発では講義科目においてはGoogle Classroomの活用により授業のICTを活用し、演習科目において「問題解決型授業」を実施している。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、「標準修業年限卒業率」や「就職率」等で点検・評価しており、個々の授業に関しては授業評価アンケートを実施し、担当教員よりフィードバックシートの提出を求めるなど改善に努めている。

以上により「基準４．教育課程」を満たしている。

基準５ 教員・職員

5-1　教育研究活動のための管理運営の機能性
5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化
5-1-③職員の配置と役割の明確化

5-2　教員の配置
5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

5-3　教員・職員の研修・職能開発
5-3-①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施
5-3-②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

5-4　研究支援
5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営
5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用
5-4-③研究活動への資源の配分

（1）5－1 の自己判定
「基準項目 5－１を満たしている。」

（2）5－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学では、大学運営の重要事項や基本事項について学長を委員長とする大学運営会議で審議・決定している。また教育研究上の基本組織として教授会をはじめ教学委員会、学術情報委員会等各種委員会を設置している。

また、令和４(2022)年度開設の建築学部設置の際には、建築学部設置委員会を学長のリーダーシップのもと立ち上げた。

主な委員会の要務は次のとおりである。

〔大学運営会議〕

学長・副学長・研究科長・学部長・学科長・事務局長で構成し、議長である学長のリーダーシップのもと、本学の管理運営等をはじめとする重要事項に関する企画・立案及び実施方法を検討する。

〔教授会〕

学長・副学長・学部長・学科長・専任教授で構成し、学籍異動・入学卒業の判定・単位認定・学位授与等について審議を行う。また、各委員会委員長・学部長・事務局長等が事前に学長と協議し、提出された議案の審議を行っている。

〔教員人事委員会〕

学長・副学長・研究科長・学部長・学科長・事務局長で構成し、専任教員の新規採用・非常勤講師の採用や大学院資格審査、昇任等についての審議を行う。

〔教学委員会〕

学長・副学長・学部長・学科長・学科選出委員・事務局長で構成し、教育課程全般に関する基本事項や合理的配慮が必要な学生についての配慮内容等について審議を行う。下部組織である学生部会では学生の厚生補導に関する諸案件を検討・実施している。

5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化

学長を補佐する体制としては２人の副学長と事務局長により行っている。副学長(1)は教学、研究、産学連携等を担当、副学長(2)は入試、学生募集、キャリア・就職支援等を担当している。事務局長は、管理運営、コンプライアンス等を担当し、学長の指示のもとそれぞれが担当業務を掌握し運営している。

教学に関しては、教学委員会で素案の企画・立案を審議・検討を行い、その結果を教授会にて審議・決定を行うプロセスで実施している。また、教育改善の審議資料として必要

なデータについては、事務局において集約している。

5-1-③職員の配置と役割の明確化

事務職員については、学務、入試、総務、財務、研究支援、図書のそれぞれ担当者を配置しており、大学事務局を統括する事務局長のもと業務運営を行っている。また、学校法人二本松学院の設置する京都建築大学校・京都伝統工芸大学校との横断的な組織として広報室、国際・地域交流室、システム情報管理室が組織されている。大学の教学に関する重要事項を審議する大学運営会議や教授会には法人本部長も出席し、必要に応じて意見を述べる。

大学運営会議・教授会には担当職員も陪席し会議記録を作成するとともに、議事により担当職員から提案趣旨の説明等を行うこともある。

3）5－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育資質の向上や業務改善等に資するため、今後とも FD・SD 研修を継続実施していくとともに、教職員がそれぞれ設定した目標に向けて改善を図る OJT を推進中であり、並行して実施することで教職員の能力向上を目指す。

（1）5－2 の自己判定

「基準項目 5－2 を満たしている。」

（2）5－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

学部・大学院は、各設置基準が定める必要な専任教員数を適切に配置している。

本学では、工芸学部のみの１学部で美術工芸学科、建築学科の２学科あったところ、令和 4(2022)年度に建築学部を新たに開設し、令和 5(2023)年度学部名変更により現在の芸術学部、建築学部の２学部体制となり、専任教員も順次採用しており、令和 8(2026)年 5 月現在、芸術学部 26 人、建築学部 26 人、大学院建築学研究科 22 人とそれぞれ、主に専門科目を担う教員を配置している。

教員の採用に関しては、教員人事委員会で採用計画が審議され、教授会を経て決定している。

具体的な採用に関しては、JREC-IN Portal（科学技術振興機構）による公募を行い、提出された履歴書・教育実績・学術的業績等をもとに１次審査・２次審査を経て採用決定となる。

昇任に関しては、学部長より推薦のあった教員に対し「教育業績」「学術・研究業績」「組織運営」「社会貢献」の４領域について業績の記載された資料を基に、教員人事委員会で審査し、教授会、大学運営会議の審議・決定を経て理事会へ報告している。

特に研究業績に関しては、論文数や掲載雑誌のグレードや査読の有無、学会発表、著書、公募展における入賞・入選等により審査している。

（3）5－2 の改善・向上方策（将来計画）

大学設置基準に基づく教員数を維持することを前提に、更に本学が力を注ぐ領域等を重

点的に強化する等めりはりのある教員採用と配置を行っていく。

（1）5－3の自己判定

「基準項目 5－3 を満たしている。」

（2）5－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

FD 活動は「教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組み」であることから、本学は推進体制として学長を委員長とする「FD・SD 推進委員会」を設置している。

近年では、学生の授業アンケートを Web で行い、学生には記名式で行うことの理解をもとめ、回収率の向上を図っている。また、外部機関の教育改善に関する研修会や講演会への参加を推奨し、教育内容・方法等の改善に努めている。

5-3-②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

SD 活動は、毎年、夏季休業期間である８月下旬から９月上旬にかけて全職員を対象として毎年度 SD テーマを定め、外部の専門家や学長、副学長、学部長、事務責任者が講師を務めている。

なお、過去 5 年間に開催した「FD・SD 合同研修会」は、以下のとおりである。研修会後には当該テーマや研修内容に対する意見と感想、次回以降に取り上げてほしいテーマについての意見を集計し、その後の「FD・SD 推進委員会」においてアンケート集計結果を確認するとともに次回に向けて意見交換を行っている。なお、研修会当日に出張等で参加できなかった教職員にも研修会資料の配付し、アンケートへの回答を求め、研修テーマへの啓発を図っている。

京都美術工芸大学 FD・SD合同研修会開催状況（令和3年度～令和7年度）

年度	開催日	テーマ等
令和7(2025)年度	9月2日(火)	教育上の合理的配慮を考える ―大学としての障害学生支援とは
		通信教育課程設置計画の進捗と設置認可後の対応について
令和6(2024)年度	3月18日(火)	通信教育課程の設置計画について～令和９年４月設置に向けて～
	9月17日 (火)	1. 教育における生成系AIについて
		2. 認証評価について
		3. 合理的配慮学生への対応について
令和5(2023)年度	9月19日(火) 午前の部	1. 今、ＦＤで何が議論されているか 大学コンソーシアム京都/FDフォーラム資料を通して
		2. 芸術学部ＦＤ事例報告 芸術学部のカリキュラムについて考えていること（短期的改善・長期的改善）
		3. 建築学部ＦＤ事例報告 建築設計演習の評価方法～建築デザイン演習Ⅱを事例として～
		4. 大学職員について ①大学職員を取り巻く関係法令(学校教育法、大学設置基準) ②入学資格に係る関係法令等(学校教育法施行規則、学則)
	9月19日(火) 午後の部	大学機関別認証評価制度研修会 ～認証評価制度の概要及び学修成果と内部質保証について～
令和4(2022)年度	9月13日(火) 午前の部	1. 開学10周年の歩み
		2. 京都美術工芸大学の学部・学科構成の変遷と学部・学科の名称変更について
		3. 「2023 年度新設 文化財情報デザインコース」の概要について
	9月13日(火) 午後の部	私たちをとりまく経済環境の変化について
令和3(2021)年度	9月14日(火)	開学10年とこれから～ポストコロナに向けて～
		1. 新型コロナウイルス感染症拡大時における大学の動向について
		2. 建築学部について
		3. 大学教育におけるSDGsへの取り組み

(3) 5－3 の改善・向上方策（将来計画）

教育内容・方法等の改善に関しては、京都東山キャンパスへの移転計画において構内高速 Wi-Fi の整備が行われ、平成 29(2017)年度に全学生の PC 必携化を導入した。持ち込み PC によるデザインソフトや CAD の授業利用を推進した。令和 2(2020)年の新型コロナウィルス感染症の拡大に伴い、感染拡大防止のための遠隔授業への対応が求められ、急遽 Google Classroom を導入し、結果として ICT 活用授業の全学導入が図られることとなった。これ以降、アフターコロナの現在でも、この全科目について Google Classroom を中心に授業運営が行われており、ICT 活用を前提とした授業内容の改善・充実を図ることとする。

(1) 5－4の自己判定

「基準項目 5－4 を満たしている。」

（2）5－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営

教員の研究活動を支援するために、個人研究費については「個人研究費規程」に基づき各研究者が指定期日までに提出する「個人研究計画書」に基づき、ヒアリング・査定の後300,000 円を上限として交付決定を行っている。配分する個人研究費については「個人研究費取扱要綱」に従い適切に執行・管理している。

研究環境について、各教員にはデスクワークを行う共同教員室のスペースに加え実験や創作活動を行う際には別途研究スペースを確保しており、それぞれの専門に応じた設備や用具を配備している。

競争的資金の獲得状況については、事務局の研究支援担当が年間を通じ申請・受入れ等の補助を行っており近年の状況は次のとおり。

科学研究補助金については、令和元(2019)年度申請 7 件・採択 2 件 5,070 千円、令和２(2020)年度申請 6 件・採択 1 件 3,900 千円、令和３(2021)年度申請 11 件・採択４件 14,620 千円、令和４(2022)年度申請 7 件・採択１件 4,160 千円、令和５(2023)年度申請６件・採択２件 6,200 千円であった。（採択額は研究期間の総額を記載）継続・分担分を含むと令和元(2019)年度 10 件 8,606 千円、令和２(2020)年度 11 件 5,369 千円、令和３(2021)年度 11 件 6,240 千円、令和４(2022)年度 8 件 3,445 千円、令和５(2023)年度 9 件 3,472 千円、令和６(2024)年度 3 件 2,665 千円、令和 7(2025)年度 2 件 3,029 千円となる。

また、他の競争的資金の受入れとしては令和元(2019)年度 1 件 1,400 千円、令和２(2020)年度 1 件 500 千円、令和３(2021)年度 2 件 2,050 千円、令和４(2022)年度 2 件 2,300 千円、令和５(2023)年度 2 件 2,300 千円、令和 7(2025)年度 1 件 1,800 千円であった。

5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

研究者の不正防止への取組みとして本学では、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定し、捏造・改ざん・盗用等の不正行為の防止と研究不正が起こった場合の対応を明文化している。また、研究費の執行に関しては、「個人研究費取扱要綱」により適正な管理・運用を行っている。

5-4-③研究活動への資源の配分

研究活動への資源配分については、「個人研究費規程」に基づき研究者に 300,000 円を上限として配分を行っている。その他、国際的研究活動については、年度当初に予定が決まっていない場合もあり、随時申請に基づき査定・配分を行っている。

（3）5－4 の改善・向上方策（将来計画）

今後の研究支援の取組みとしては、科学研究費補助金申請時のサポート体制の構築や、国際的な共同研究等への取組み支援の強化を目標に、法人の国際・地域交流室とも連携し事業の推進を図ることとしている。

また、平成 29(2017)年度に南丹市園部町より京都市東山区にキャンパス移転したことに伴い、周辺に多くの大学もある立地となったことから、他大学との共同研究が推進しやす

い環境整備に努める。

［基準 5 の自己評価］

本学では、学長は教学マネジメントに関し、大学運営会議、教授会等の各種委員会を統括し、リーダーシップを発揮している。また、学長を補佐する副学長・学部長・事務局長が各組織の権限と役割に応じてマネジメントを分散化し、運営している。

事務組織についても、事務局長のもと学務、入試、総務、財務、研究支援、図書のそれぞれ担当者を配置するとともに、学校法人二本松学院横断的な組織である広報室、国際・地域交流室、システム情報管理室と連携し、それぞれの役割を明確にし、機能的なマネジメントを行っている。

教員の配置に関しては、学部・大学院とも設置基準に応じた人員の確保をしつつ、教育目的や教育課程に即した教員採用・昇任を実施しており、職能開発に関しても今日的課題に即した SD・FD の研修を定期的に実施し、能力向上に努め、教職協働で問題の共有や業務改善の検討を行い、可能なものから順次改善に努めている。

研究支援についても、個人研究費の配分や研究スペースの確保を行いつつ、科学研究費補助金等競争的資金の獲得に向けた支援や国際的研究支援について、各担当や室が適切にフォローし、適切な管理・運営を行っている。

以上により「基準 5. 教員・職員」を満たしている。

基準６ 経営・管理と財務

6-1　経営の規律と誠実性
6-1-①経営の規律と誠実性の維持
6-1-②環境保全、人権、安全への配慮

6-2　理事会の機能
6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性
6-2-②使命・目的の達成への継続的努力

6-3　管理運営の円滑化とチェック機能
6-3-①法人の意思決定の円滑化
6-3-②評議員会と監事のチェック機能

6-4　財務基盤と収支
6-4-①財務基盤の確立
6-4-②収支バランスの確保
6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

6-5　会計

6-5-①会計処理の適正な実施
6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）6－1の自己判定
「基準項目 6－1 を満たしている。」

（2）6－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
6-1-①経営の規律と誠実性の維持
本学の設置者である学校法人二本松学院は、「学校法人二本松学院寄附行為」中にその目的として「この法人は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)並びに私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。また、最高意思決定機関である理事会及び諮問機関である評議員会は定期的に開催され、「寄附行為」の定めにより適切に運営されている。常任理事会は原則毎月開催し、理事会は年８回、評議員会は年４回開催しており、関係事項については、大学調整会議において理事である副学長より報告している。
また、「内部統制システム整備の基本方針」、「監事監査規程」及び「内部監査規程」に基づき、監事による監査、法人本部に設けられた内部監査室による内部監査を適切に実施している。また、寄附行為に位置づけられた会計監査人が法人における計算書類等の監査を行っている。
6-1-②環境保全、人権、安全への配慮
学校法人二本松学院では「安全衛生管理規程」に基づき、「安全衛生委員会」が組織されており、衛生管理者、産業医及び３校（京都美術工芸大学、京都建築大学校、京都伝統工芸大学校）の各教職員代表による会議が毎月行われ、安全衛生や環境改善について協議が行われている。近年では「喫煙問題」や「ハラスメント防止」等について審議されている。

〔環境保全への配慮〕
本学では、地球温暖化対策として５月～９月の間クールビズの実施や全照明設備を LED 化しており、消費電力の抑制に努めている。また、学内会議に関しても原則「Google Classroom」の活用により資料の電子化によるペーパーレス化により資源の節約や有効活用に取り組んでいる。
また、学生や教職員が健康な環境で学修や業務に取り組めるよう、過去には喫煙場所を決めていたが、現在は全面禁煙としており大学構内及び周辺地域の巡回をする等して学生に対して喫煙マナーの指導も行っている。

〔人権への配慮〕
行政機関の実施する人権研修会に出席し、その内容を学内会議で周知し、学生指導に生かしている。
ハラスメント防止に関しては学院で「ハラスメント防止規程」及び「セクシャル・ハ

ラスメントの防止に関するガイドライン」を定めており、また大学では「講師会議」においてもハラスメント防止対策委員会副委員長がパンフレットを用いながら説明しハラスメントに関する認識を深めている。

新入生に対しても、新入生ガイダンスにおいてパンフレットを配布するとともに、ハラスメント防止対策委員会副委員長がハラスメントについて説明し、学生の理解と啓発を図っている等人権への配慮を行っている。

〔安全への配慮〕

設備面での安全への配慮としては、消防用設備等やエレベーターの定期点検のほか空調機フロンガス点検も実施している。

学生の安全面では、学校保健安全法に基づく危険等発生時対処要領として、毎年、新入生に「防災・安全・衛生対応マニュアル」を作成配付し、安全のための環境保全に努めている。入学時のオリエンテーションにおいてこのマニュアルに従い、1. 火災対策、2. 地震対策、3. 台風や大雨などの自然災害対策、4. 実習における事故対策（刃物、工作機械、溶剤、電気等）、5. 学外活動時の事故対策、6. 感染症について、7. 応急手当（止血、AED（自動体外式除細動器））、8. 災害時・事故発生時の応急処置、9. 動物に襲われたときの応急処置、10. その他（交通事故、海外渡航、薬物乱用防止、悪徳な宗教勧誘、悪徳商法など）の教育指導を行っている。

(3) 6－1 の改善・向上方策（将来計画）

学校教育法、私立学校法及び寄附行為を遵守し、適切な学校運営を行っている。

今後は、中期的な計画に基づく事業計画を着実に執行していくとともに、数値化した目標を盛り込み、より具体的な計画として策定し、使命・目的の実現に努めていく。

環境保全、人権、安全への配慮については、規程やガイドラインの整備に継続的に取り組んでいく。

(1) 6－2の自己判定

「基準項目 6－2 を満たしている。」

(2) 6－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学を経営する学校法人二本松学院は、理事会を中心に使命・目的の達成に向けて意思決定を行う体制を整備し、事業計画の確実な執行、理事会の運営を適切に行っている。

理事については、私立学校法に基づき「寄附行為」第５条において人数を定め、第６条において理事選任機関を設置し、第７条において理事の選任区分や選任方法等について定めている。

また、「寄附行為」に基づく「寄附行為施行細則」の定めにより、理事会及び理事長の業務執行を円滑にするため、理事会のもとに「常任理事会」を設置している。常任理事会は、常任理事会規程に基づき概ね月１回開催し、本法人及び本法人が設置する各学校の日

常業務を処理するとともに、理事会の議事を審議するなど委員会としての機能を有し、理事会を補佐する機関と位置付けている。理事会は学校法人の最高議決機関であり、法人が設置する大学の建学の精神や教育目標などの教育理念に基づき、大学の目指す教育研究を実現させるための経営方策を策定し、執行することが重要である。そのために、理事会開催にあたっては、常任理事会において審議するべき議題を吟味して、理事会における審議がより充実したものとなるように、事前審議を行っている。また、学長及び副学長は理事であり、理事会の審議経過や審議結果をふまえて、大学における諸施策の立案・実行に生かしている。

6-2-②使命・目的の達成への継続的努力

法人の使命・目的を達成するために、本学院の事業に関する中期的な計画を策定しており、これに基づき京都美術工芸大学、京都建築大学校、京都伝統工芸大学校の３校それぞれ毎年「事業計画書」を作成し評議員会の意見を聴き、理事会での審議、承認を経て執行している。また本計画に基づき事業を執行し「事業報告書」にまとめ、理事会での審議、承認を経て評議員会で報告している。各年度の「事業計画書」並びに「事業報告書」については、法人のホームページで公表している。

事業計画書の中で、本学は概況や主な施策をはじめ管理運営、教学、研究協力、国際交流、地域連携、入試・広報の６部門に分け具体的な計画のもとに使命・目的を実現するために継続的な努力を行っている。

3）6－2 の改善・向上方策（将来計画）

現状において、法人の使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制が整備されており、法人及び大学の管理・運営についても問題はない。また、高等教育機関という観点から管理運営と教学の連携した対応が求められるが、適切に機能している。

今後も、教育環境や生活状況ならびに本学を取り巻く環境の変化に対応するべく、管理運営と教学の連携強化により迅速な意思決定が行えるよう法人と大学の情報共有を強化する。

（1）6－3の自己判定

「基準項目 6－3 を満たしている。」

（2）6－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-①法人の意思決定の円滑化

本学を設置する学校法人二本松学院の最高意思決定機関である理事会は、法人の設置する各学校の実情を踏まえた審議を行っており、予算や事業計画等の重要事項については、評議員会の意見を聴き決議している。理事会には学長、副学長が理事として出席している。

理事会での決定事項や連絡事項に関するもので、大学関係者にも関連する事項については、毎週火曜日に実施している「調整会議」（全教職員参加の Web 会議）において報告している。

大学においては、大学運営会議を毎月開催し将来計画や教員組織構成に関することなど

重要事項を審議している。構成員は学長をはじめ、副学長、研究科長、学部長、学科長、事務部長で構成され、法人本部長等も陪席しており、法人と大学との意思疎通が図られ、情報共有や連携がとれており、迅速な意思決定につながっている。

教職員について年２回（６月、11 月）教職員面談を行っている。教員に関しては学長、副学長が、事務職員に関しては副学長、事務部長が面談を行っており、教育研究や業務についての現状や要望を聴取して、意思疎通を図っている。以上により、法人及び大学の意思決定の円滑化は、問題なく実行できている。

6-3-②評議員会と監事のチェック機能

寄附行為第５条及び第２２条に基づき、評議員会の議決により２名の監事を選任している。監事は理事会及び評議員会に出席して、業務や財産の状況について意見を述べるとともに、「監事監査規程」に基づき定期監査及び臨時監査を行っている。

内部監査室は、「内部監査規程」第６条に基づき、業務監査及び会計監査を行っている。

評議員会は、寄附行為第３１条に基づき評議員が選任されており、学校法人職員３人、卒業生１人、学識経験者６人で構成されている。また、評議員会は寄附行為第３６条第１項に基づき、法人の業務や財産の状況、役員の業務執行状況について、役員に意見具申し、諮問に答え、役員から報告を徴するとともに、寄附行為第３６条第２項に定める事項について、理事会はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととしており、法人及び大学の適切な運営を行っている。

（3）6－3 の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学は意思の疎通及び情報の共有化を図っており、評議員会の意見具申や監事がそれぞれ監査機能を果たしている。監事監査及び内部監査室による業務監査や会計監査については、法人における監事の役割が重要視されることから、引き続きチェックを強化し、監査機能の一層の充実を図る必要がある。

（1）6－4の自己判定

「基準項目 6－4 を満たしている。」

（2）6－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-①財務基盤の確立

平成 24(2012)年度に開学、平成 28(2016)年度には建築学科増設、平成 29(2017)年度には新キャンパス開設、平成 30(2018)年度には収容定員の増加及び学科名変更、令和２(2020)年度には大学院工芸学研究科開設、令和４(2022)年度には建築学部開設、と順調に諸施策を実行している。とりわけ、令和 4(2022)年度以降順調に定員を確保し、財政基盤はより充実してきているといえる。令和７(2025)年度決算において、教育研究経費比率は 34.9%となっているが、学生に対する教育研究活動は今後さらに充実していく必要がある。また、基本金組入前当年度収支差額及び当年度収支差額は収入超過を維持しており、大学の収支は良好な状態と言える。

また、平成 27(2015)年度から、私立大学法人の経営状態を 14 段階に区分して、財政の健全性を把握する、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」については、経営状態が最も良好な A1 から最も不良な D3 の内、本学院は、平成 27(2015)年度以降最上位の A1、又は最上位の次の A2 を保っており、令和元(2019)年度以降、直近の令和 7 (2025)年度決算まで引き続き A1 であり、財政の健全性は高いといえる。

6-4-②収支バランスの確保

平成 24(2012)年度に開学以降、学部や学科の増設、新キャンパス開設、大学院開設、収容定員増等順調に諸施策を実行している。収入の主財源である学生数確保においては順調に収容定員を満たしている。また、学生の教育環境の向上・充実のため施設・設備投資も恒常的に実施している。特に、平成 28(2016)年度には西南館竣工、北東館の耐震工事、令和３(2021)年度には新東館が竣工している。大規模な施設・設備等についても借入金を起こすことなく、自己資金で賄っている。

また、事業活動収入に対する基本金組入前当年度収支差額の割合である事業活動収支差額比率については、大学部門の全国平均を大きく上回っており、収入支出の経常的な活動に関する部分に着目した経常収支差額比率についても同様となっている。今後も学生に対する教育内容の充実や快適な教育環境の維持のためにも、良好な収支バランスに常に留意する必要がある。

6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

学校法人二本松学院では中長期財務計画に基づき適切な財務運営をおこない、これまで財務収支バランスのとれた安定した財務運営を確立している。

令和５(2023)年度に策定した中長期財務計画は、10 年間の計画であり、最終の令和 14(2032)年度までの基本金組入前当年度収支差額は単年度黒字の見込みであり、大学としても計画期間のほぼ全期間黒字を維持しており、中長期的な財務計画を上回るスピードで健全財政を維持できている。教育環境の維持充実のため、各建物の外壁塗装工事や屋上防水工事、空調機やパソコンの取替更新、キャンパス内のライフラインの強靭化のための諸経費も計画に盛り込んでいる。

また、資金的にも、中長期財務計画の令和 7 (2025)年度とほぼ同水準の総資金量を保有する決算となっているなど、法人及び大学の健全財政の維持・充実ができていることから、本学は、平成 24 (2012) 年に開学して以来、着実に中期的な計画に基づく適切な財務運営を実施しているといえる。

(3) 6－4 の改善・向上方策（将来計画）

財務基盤と収支については、収容定員増後の 1,020 人の総学生数確保が重要となる。また、学生数増加に伴い、施設設備の充実も必要となってくる。学生数確保のための教育研究の充実は当然であるが、そのための経費支出については、人件費比率や教育研究経費比率と収入のバランスを十分に考慮する必要がある。特に、広報活動関係経費の費用対効果を検証し、経費支出に対する最大効果を目指す。また、令和３(2021)年４月に

は、体育館建替による校舎建築を竣工したが、さらに学生に対する教育効果の向上・充実に努めていく。令和７年度の法人全体の経常収入に対する納付金収入の割合は 86.0%であり、平均を上回っているが、納付金収入以外の収入源としては、補助金収入の確実な確保を図っていく。そのためには、補助対象経費となる事業内容を精査し、補助金収入漏れのないように、学内において、情報共有を徹底したい。さらに、募金活動については、特定公益増進法人であることや受配者指定寄付を最大限活用して寄付金収入増を図っていく。またハードルは高いが、寄付金収入増のため税額控除対象法人を目指したい。

さらに、文部科学省・経済産業省から「大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブック」が発出されたが、中長期的な財務安定性を確保し、将来的な必要経費の確保も含め、大学の教育研究の質を維持・向上するための重要な手段の一つと位置付け、資金の安全性に配慮した運用収入増が必要だと認識し、それらについての規程改正や商品研究などの情報収集を行い、安全性に配慮しながら積極的に資産運用収入増を図っていく。科学研究費補助金については、大学のホームページに公表・記載のように、申請から補助金の執行までの適切な管理体制をより充実していきたい。

(1) 6－5の自己判定

「基準項目 6－5 を満たしている。」

(2) 6－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-①会計処理の適正な実施

本法人は学校法人会計基準及び本学の会計諸規程等に従い、会計処理を適正に実施するとともに、会計監査体制を整備し厳正なる監査を実施している。

学校法人の会計は、教育研究上の必要性と、健全財政に向けた財務上の諸条件との持続的なバランスを図り、大学をはじめ学校法人全体の教育研究活動の永続的な維持を可能にするための諸情報を発信することが求められる。学校法人の諸活動を合理的かつ効果的に実行するための判断を的確ならしめるエビデンスを提供し続けていく必要がある。本学においては、学校法人会計基準の条文及びその意図するところを順守している。また、会計監査人及び税理士法人と契約を締結し、定期的に監査及びチェックを受けている。また、随時に監事による監査を受けている。日々の会計処理に当たっては、常に担当部課全体で情報を共有し、適宜、会計監査人と税理士法人に相談しながら、適正な会計処理を実行している。決算時の会計監査人の監査報告書においても、学校法人会計基準に準拠して、会計年度の経営の状況及び財政状態を適正に表示しているとの報告を受けていると同時に、監事からも本法人の状況を正しく示しているとともに寄附行為や法令を遵守し、適正であるとの報告を受けている。

6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

令和７年４月の私立学校法の改正により、会計監査人は寄附行為において内部組織の中に位置づけられた。そのことにより、学校法人の監査体制は監事、内部監査室及び会

計監査人が連携し、役割分担しながら実施することとなった。

私立学校法に基づき、２人の監事が客観的・大局的に、かつ、総合的な監査を行うとともに、理事会・評議員会に出席し、建設的な助言又は必要に応じて意見を述べるなどを行っている。さらに学校法人の健全で持続的な安定的運営と、社会的信頼に応える総合的で良質なガバナンスを担保するため、監事による業務監査が実施されている。

監事は、年間の監査計画書を定め、理事長の方針の確認や監査法人からの指摘事項について法人管理職と情報の共有等を行っている。さらに、「内部統制システム整備の基本方針」を新たに令和６年９月に制定し、監事の監査業務の適正性を確保するための体制を整えた。さらに、資産運用収入の増加に係る資金の安全性等についての意見表明や助言を行っている。

また内部監査規程に基づく、内部監査室による内部監査も実施しており、会計監査や業務監査を実施している。

会計監査人及び監事、内部監査室による監査の結果は、理事長はじめ法人の幹部に伝達され、監査結果に基づいて、会計担当部署において、より適正な会計処理を実施している。会計監査人と監事による情報交換や意見交換も適時実施され、その結果を受けて、会計担当部署において、適正に対応している。また、税理士法人と契約を締結し、税務全般以外にも学校法人会計について、指導・助言を受けている。

(3) 6－5 の改善・向上方策（将来計画）

本学校法人の会計監査体制は、会計監査人と監事による会計監査に加え、内部監査室による会計監査である。この「三様監査」の連携による監査体制が令和６年９月に制定された「内部統制システム整備の基本方針」に基づいた監査の充実が望まれる。

[基準 6 の自己評価]

法人の理事会において、労務管理、財務管理などの各部門別の管理と共に、最高経営者層による全般的管理が行われており、学校法人全体の各種業務を、経営目的に沿ってもっとも効果的に達成されるよう遂行している。大学においても、各種委員会や教授会が学長のリーダーシップのもと、有機的に機能しており、その使命・目的の実現への継続的努力を続けている。また、理事会の統一的な意思のもとに、法人と大学が、そして、教員と職員が協働して活動している。また、具体的な施策が企画・立案から、大学内のコンセンサスを得たのち、理事会へ諮られる機能も円滑に機能しており、そのプロセスにおいて、大学と法人において相互チェックを働かせている。

大学の教育研究活動の安定的運営や学生の学びやすい環境づくりのためにも、その裏付けとなる財政の健全性が求められている。大学において、平成 24 年度の開学以来、学年進行とともに、その財政の健全性は充実してきており、安定した財政基盤を確立し、健全性を維持しながら今日を迎えている。ただ、科学研究費補助金や経常費補助金などの外部資金の受け入れについては改善の余地があり、関係者間で意思の疎通を図りながら、より効果的な外部資金の獲得及びより適切な管理を目指したい。開学以来の事業活動収支関係比率及び貸借対照表関係比率等の数値を見れば、私学事業団が公表する全国

平均の数値と比較しても、おおむね適切な状況となっているが、さらに、健全財政維持のため、適切な支出抑制策をとり、財政の健全性の維持に努めている。また、借入金もなく、将来に向けた財政基盤の確立がなされている。

さらに今後も、大規模な設備投資に備え、適正な特定預金及び支払資金の保有に努めたい。将来の施設・設備整備のための２種類の特定預金も順調に積み上がってきている。今後の施設設備投資計画に伴い、年度間収支の平均化を図り、計画的な資金的手当を行い、社会情勢をふまえて安全性を考慮しつつ、運用収入増を図り、果実を学生に還元する第３号基本金の保有も検討したい。健全財政を維持・充実させるためには、学生数の確保を最重要視し、そのための特色ある教育、充実した教育に努め、卒業後の就職についても個々の学生に応じたきめ細かい指導を成し、学生の満足度の向上を目指したい。公益法人として、常にステークホルダー等対外的な説明責任を果たせるように、取り組んでいきたい。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献と地域貢献

A-1　大学が有する物的・人的資源による地域社会への貢献
A-1-①　工芸・デザイン領域の振興
A-1-②　文化財の保存・活用による社会／地域貢献
A-1-③　建築デザイン・伝統建築領域の振興
A-1-④　地域社会への貢献と連携

(1)　A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2)　A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①工芸・デザイン領域の振興

本学芸術学部の工芸・デザイン領域の学生及び建築学部の学生たちは、多くの産学連携プロジェクトに参加することによりさまざまな社会貢献をしている。

1）清水寺作品展

清水寺に室町期から伝わる大黒天像「出世大黒」の修復をグループ校である京都伝統工芸大学校が行ったことがきっかけで、修復記念日「大黒天の日」に合わせて清水寺経堂での学生作品展開催という特別なお計らいをいただいた。本学も平成 28(2016)年度から協賛しており、卒業制作等の出展を行っている。また令和４(2022)年度からは会場である経堂入口に、芸術学部デザインの山本特任教授の作品を飾り来場者の注目を集めており、令和 7 年度も継続実施された。

2)「KYOTO駅ナカアートプロジェクト」

京都市内の12の芸術系大学の学生が、京都地下鉄12駅の構内で未来を創造するアート作品を展開する「駅ナカアートプロジェクト」に参加。

本学は、平成29(2017)年度より毎年参加しており、令和7(2025)年度は芸術学部有志10名が中心となり、京阪三条駅構内に躍動感のある作品を展示しました。

3) 四条地下道アート展「Art Under the Shijo」

「Art Under the Shijo」は、アート作品によって四条地下道に歩いて楽しめる空間を創出する新しい取り組みです。令和 7(2025)年度は四条通地下道活性化推進会議の呼びかけにより、京都市内の大学でアートやデザインを学ぶ学生チーム９組が応募。プレゼン審査を経て選ばれた６チームが、四条通地下道の壁や柱にそれぞれ個性あふれる作品を展示しました。本学から参加した芸術学部有志 13 名による tumugu 隊も、６チームの一つとして「Knit Kyoto」と題したポップで鮮やかな空間をつくり出しました。11 月 7 日には感謝状の贈呈式が行われ、展示前に現場の掃除にも尽力した学生たちに謝辞が述べられました。参加した学生たちは少し緊張しながらも、嬉しそうにコンセプト等を説明していました。

A-1-②　文化財の保存・活用に関する社会・地域貢献

1)　「南丹市小牧山東向観音堂三十三観音像」の調査、並びに保存修理

平成27(2015)年度から、美術工芸学科文化財情報コースの「文化財修理演習」の一環として、京都府南丹市指定文化財、「南丹市小牧山東向観音堂三十三観音像」の現状調査と保存修理に取り組み、これまでに12躰の修理を完了した。学部学生が実際の仏像修理を実施した事例はなく、また高齢化、過疎化の進む地域の文化遺産の継承に寄与する意味でもたいへん重要な事業と位置付けられる。

2)「正倉院宝物復元プロジェクト」の実施

平成 24(2012)年度から、文化財情報コースの学生を中心に、正倉院宝物の材質、技法、道具の調査・研究を行い、実際に復元に取り組み、これまでに「檳榔木画箱」や「伎楽面」、「螺鈿紫檀阮咸」等を作成してきている。本学は奈良国立博物館で開催される「正倉院展」に毎年協賛しており、これはそれに伴う事業としての取り組みである。TV や新聞などでも紹介され、多くの人々の文化財に対する関心を高めることができた。令和 7 年 3 月には、シンポジウム「正倉院宝物復元の舞台裏－復元された技と知－」が京都伝統工芸館で開催され、これまでの集大成とした。

A-1-③　建築デザイン・伝統建築領域の振興

本学の建築学科では、フィールドワークを通じて京都の建築を深く学び、即戦力となる人材を育成している。

大学が京都市東山区に移転した平成 29（2017）年から地の利を生かし、積極的に大学近辺の建物や町なみを訪れ、その良さを伝えるパンフレットやポスターを作成する「京都学演習Ⅰ・Ⅱ」の授業を継続している。

令和元(2019)年には、京都市下京区五条楽園旧花街に所在する「五条会館(大正４年建造)」、令和２(2020)年度にはお茶屋建築(昭和初期頃建造)の保存活用計画を提案するほか、令和５ (2023)年度には、京都府南丹市天引の村おこしと同地区にある茅葺きの古民家「天引村倶楽部」を地域の拠点とするための再生事業に参画し、復原模型と改修模型を制作するなど、歴史的建造物や村落、まちなみを保存・継承するための取り組みに力を入れている。

令和５(2023)年度からモダン建築祭に参画し、３年生前期で取り組んだ設計課題「住み続けられる公的市街地住宅団地の再生」の優秀作品の模型展示および公開発表講評会として「建築学生と考える《堀川団地》の未来　展示＆トーク」を京都市京セラ美術館にて開催した。令和７(2025)年度においても継続実施している。

A-1-④　地域社会への貢献と連携

3) 豊国神社へ干支をモチーフとした立体作品の奉納

本学の東側にある豊臣秀吉を祀る豊国神社へ、令和2(2020)年から年末年始を飾る干支をモチーフとした立体作品を学生が制作し奉納している。令和3(2021)年の丑年には疫病退散の意味合いを持つ「赤べこ」をモチーフに制作し、新型コロナウィルスに打ち勝つ「太平回転」と名付けて奉納した。令和4(2022)年の寅年の新年には、縁起が良いとされる白虎に、コロナ退散と開運の願いを込めて「招福白虎」と名付けて奉納し、令和５(2023)年の辰年には、「運山青昇龍」を12月22日に。令和6 (2024) 年の巳年には「巳昇」、令和7 (2025) 年の午年には「動」の干支オブジェを奉納した。

4)地域の伝統行事やイベントへの協力

本学の所在する東山貞教自治区におけるイベントである夏祭り (7 月下旬)、体育大会 (10 月上旬) などに、学生自治会が中心となり協力している。この地域は高齢化のため、各種イベントの準備や運営の継続に困難をきたしていることから、若者の協力が不可欠となっている。また、新日吉大社祭や下御霊神社祭などの京都の伝統行事にも参加しており、特に祇園祭では、本学付属施設の「京都伝統工芸館」が「鉾町」(鈴鹿山) であることから、毎年、文化財調査や山鉾巡行など重要な学びの機会となっている。

【A-1 の自己評価】

本学は、地域の文化行政、文化イベントに積極的に参加、協力を行うことにより、これからのより豊かな社会への貢献と、地域の活性化に寄与することを学生の教育の一環として目指している。先に掲げた事業の多くに学生が積極的に参加してくれていることにもその成果が表れていると考える。特に美術工芸学科２年生後期から３年後期まで履修する「プロジェクト演習」は、社会に実際にある課題をテーマにした問題解決型の演習で、実社会とつながる産官学連携プロジェクトとしての側面をもち、地域の企業や団体と協力して取り組んでいる。様々なプロジェクトを経験した本学の工芸分野の卒業生の多くは、伝統工芸関連の工房等に就職しており、伝統的産業の後継者育成に貢献している。また、デザインを中心に学んだ卒業生は、伝統と革新を融合させた新しい商品の開発者（プロデューサー）として活躍している。

また、建築系の分野では、建築デザインに加え伝統建築が学べることが特徴である。京

都には、寺社仏閣や町屋が数多くある。寺社仏閣の修理や耐震工事、町屋の景観維持管理は観光都市京都にとって重要な課題である。特に町屋は約 4 万軒あるが毎年 800 軒ずつ減り、代わりに民泊施設が急増しており社会問題となっている。このような地域状況に即対応できる人材育成に建築デザインや伝統建築等の学びを寄与して行きたい。

さらに、本学のメインキャンパスが位置する京都市東山地区は、歴史と文化の中心地であり、この地で日本の伝統美と新しい価値を創造し発信できる人材を育成するために、地域住民・企業・施設との連携を行っている。そして、その立地特性をうまく生かし、地域の活性化に寄与することを学生の教育の一環として目指しており、学生が積極的に参加してくれていることにもその成果が表れている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成 29(2017)年 4 月に京都東山キャンパスを開学するとともに、京都市と「包括連携協定」を結び、工芸産業の振興と文化財の活用による観光分野への貢献を計画している。令和５(2023)年 5 月に文化庁長官をはじめとする文化庁が京都に移転して業務を開始しました。本学の目的である伝統と文化の継承と文化の創造を担う人材育成のため、文化庁の京都移転を契機として、国、京都府、京都市、関係機関との連携を今まで以上に深めて行きたい。また、地域の文化財修復や伝統行事への参加等で社会貢献に結び付けていく。また、令和６(2024)年１月には、京都工芸繊維大学、京都市立芸術大学と本学で「伝統建築」や「文化財・工芸」の分野で３大学協定を締結しており、今後は大学間の交流を活性化して行きたい。

Ⅴ．特記事項

１.キャリアサポートとしての資格取得支援

本学は、就職支援（キャリアサポート）の一環として、学部在学中に国家資格である二級建築士並びに木造建築士の資格取得をサポートしている。一般的には、これら建築士の受験は、建築系の大学あるいは専門学校において卒業（国土交通省の定める科目を履修）することにより可能となる。本学では、平成 25 年にグループ校の「京都建築大学校(KASD)」の二部または特別の課程を併修するWスクールシステムを確立し、大学に在学しながらグループ校との連携による資格講座を１年次から２年間受講することで、建築士の受験資格取得を可能にした。具体的な、資格取得状況については基準２のキャリア支援で提示しているが、毎年多数の合格者を輩出している。

平成 28(2016)年度から令和 7 (2025)年度までの合格者数累計は、二級建築士合格者数は、学科 607 名・製図 370 名、木造建築士合格者数は、学科 586 名・製図 4124 名、さらに建築士の資格と関係の深いインテリアプランナーは、学科 627 名・製図 51 名が合格者した。

これらの資格取得は就職の際に企業からの高い評価を得ている。
朝日新聞編集「2026 大学ランキング」有名企業 400 社への実就職率の建築・住宅部門では全国２位にランクインした。

２.地域貢献活動

本学の地域貢献活動のひとつの柱としてあるのは、地域の伝統行事への参加協力である。令和７年度の実績としては、５月 12 日新日吉神宮神幸祭、５月 19 日下御霊神社還幸祭への参加があり、今後の予定としては祇園祭への参加がある。

これらは本学が京都の東山に立地しており地域の高齢化が進む中、本学学生が参加協力することで、伝統行事の継続の一助となっている。

また、芸術学部３年「プロジェクト演習Ⅲ」では「豊国神社干支オブジェ制作プロジェクト」で制作した干支オブジェを毎年奉納しており今回は「動」をに奉納した。

もうひとつの柱としては、地元自治体や企業との連携事業がある。

事例としては、京都市都市計画局による既存マンションを活用した若者・子育て世代の京都住まいを後押しする取り組みにおける広報ポスターの作成や、京都市行財政局と連携し市庁舎案内パンフレットを作成し、見学ツアーのガイドを行った。

また四条地下道アート展では、京都市内の芸術系大学を中心とした学生によるアートやデザインで京都の地下鉄駅を明るく活性化する継続事業で、本学は平成 29(2017)年度から毎年参加している。

また、令和７(2025)年５月には、京都府主催の「けいはんな万博 2025」の一つとして、「けいはんなみゅーじあむ展」第二期「妖怪展百鬼夜行音絵巻〜聞こえる妖怪たちの行進〜」をけいはんな記念公園で開催した。

自己点検・評価報告書作成における担当責任者

基準 1（使命・目的等）	竹脇　　出（学長）
基準 2（内部質保証）	竹脇　　出（学長）
基準 3（学生）	新谷　裕久（副学長）
基準 4（教育課程）	新谷　裕久（副学長）
基準 5（教員・職員）	竹脇　　出（学長）
基準 6（経営・管理と財務）	竹脇　　出（学長）
基準 A（社会貢献／地域貢献）	新谷　裕久（副学長）
特記事項	新谷　裕久（副学長）

学校法人二本松学院
京都美術工芸大学

令和７年度自己点検・評価報告書

編集　自己点検・評価委員会
